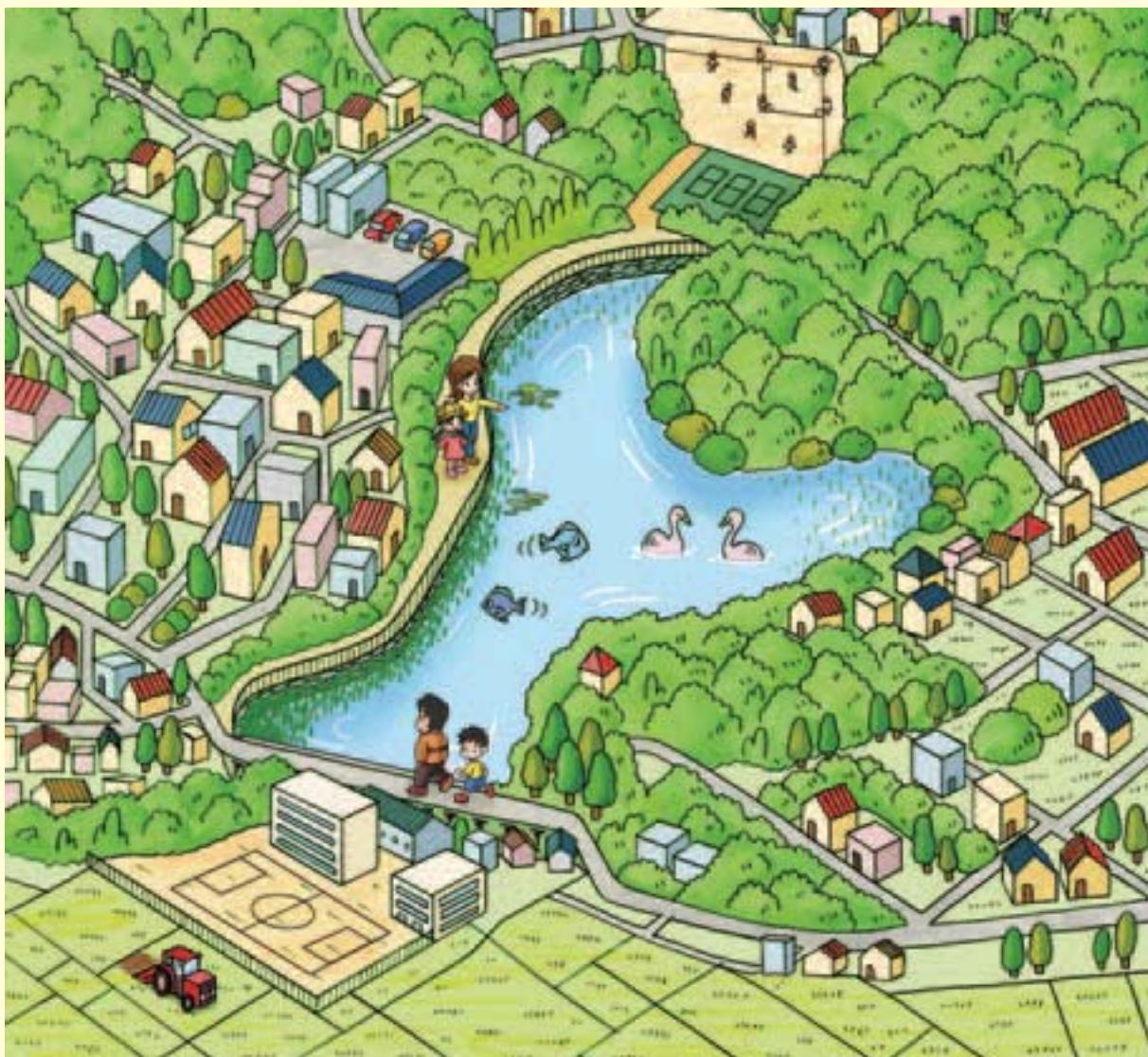




愛知県ため池保全構想

～未来に伝えよう地域のたから～



 愛知県

表紙写真紹介

下左：カワセミ

下中：チョウトンボ

下右：ガガブタ



あ い さ つ

ため池は、かんがい用水の確保を目的として先人が造った人工の池で、全国でも有数の農業県でもある本県の農業用水を大規模用水と共に支えています。また、その水辺は、多様な生物の棲み家となり、さらに、地域の方々に親しまれる憩いの場、洪水の調節など、様々な役割を持っています。

このため池が近年の都市化の進展などにより取り巻く環境が悪化するとともに、減少しています。また、混住化や農家の高齢化により農家を中心として地域が担ってきた管理に様々な課題が生じています。

県では、平成16年に「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を施行し、条例の基本理念の実現に向けた「食と緑の基本計画」を平成17年に策定しました。この基本計画の中で「食と緑に関する先導的な取り組み」である「農業水利施設の多機能化」のひとつとして、ため池保全の方針を策定することとしています。

このたび、愛知県ため池保全検討会の委員の方々はじめ、多くの県民の皆様から貴重なご意見をいただきながら、将来にわたるため池のあり方を示す「愛知県ため池保全構想」を策定致しました。

この構想は、ため池の歴史や生い立ち、多面的機能を啓発するとともに、行政と地域が連携を図り、さらに多面的機能を維持・増進させる「ため池保全計画」を市町村に策定していただく内容となっています。

ため池の持つ潜在力は大きく、貴重な水辺空間でもあり、かけがえのない地域資源であります。県といたしましては、ため池の保全・整備・利活用への取り組みを積極的に推進してまいりますが、県民の皆様におかれましても、「地域のたから」とも言えますため池の大切さを理解いただき、また保全活動等への参画もいただきながら、次の世代に伝えていくことができますようご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

愛知県知事 神 田 真 秋



いるかいけ
入鹿池（犬山市）



目 次

はじめに	P. 1
1 構想の趣旨	
(1) 構想の概要	P. 2
(2) ため池が持つ多面的機能	P. 3
2 ため池の歴史と現状	
(1) ため池の歴史	P. 7
(2) ため池の現状	P. 14
(3) ため池の多面的機能の現状	P. 18
3 ため池を取り巻く課題と対応	
(1) 老朽化したため池の改修	P. 22
(2) 流域の治水対策	P. 23
(3) 地震対策	P. 25
(4) 水質の浄化対策	P. 25
(5) 水難事故に対する安全対策	P. 26
(6) ゴミ対策・外来種対策	P. 27
(7) 埋立・廃止に対する保全対策	P. 27
4 ため池の保全・整備・利活用の方策	
(1) 保全への取り組み	P. 30
(2) ため池保全連絡会議の設置	P. 32
(3) ため池保全計画の策定	P. 34
(4) ため池潰廃の抑止策	P. 38
5 ため池保全の事例	
(1) モデルため池調査	P. 40
(2) ため池保全の活動事例	P. 55
(3) 保全・整備・利活用ができる事業	P. 60
おわりに	P. 62
卷末資料	
1 愛知県ため池保全検討会開催要領	P. 64
2 愛知県ため池保全構想 検討フロー	P. 66
3 用語解説	P. 67
4 ため池ランキング	P. 68



はじめに

ため池は、人と稲作の関わりの中で形成された歴史ある人工の池です。集落総出で、山裾などに堤防を築き、かんがい用水の蓄えとしました。



おおいいけ
大井池（幸田町）

ため池は、非かんがい期には池干し・泥ざらえという人為的な管理が行われ、富栄養化が抑えられるとともに、そのような環境に適応した多様な生物の棲み家となっています。最近は水辺が少なくなっているだけに、生物たちにとってため池は、貴重な生態系を保つ役割を果しています。また、ため池には、憩いの場としての役割や、洪水時の雨水貯留、緊急時における水源としての役割、更には昔話や言い伝えといった歴史文化を有するなど、多面的な機能があります。

愛知県には、約3千か所のため池があります。知多半島や渥美半島では、大きな河川が少ないことから、多くのため池が築造され、今なお、農業用水として地域を潤しています。しかし、近年、都市化の進展などにより埋め立てられ、ため池の数が減少してきたり、流域からの汚水流入など、ため池周辺の環境が悪化してきています。

また、ため池は歴史的な経緯から、集落所有や個人所有の形態を取るものが半数以上あり、水管理はもとより、堤体の草刈り等の日常管理についても、農家を主体とした地域が担ってきましたが、混住化や農家の高齢化により、ため池そのものの管理面でも粗放化が進んでいます。

愛知県では、平成18年度に、ため池の保全のあり方を検討するため、学識経験者・ため池管理者・地域住民活動代表者・国・市町村・県関係部局により構成する「愛知県ため池保全検討会」を開催し、「愛知県ため池保全構想」（以下「本構想」という）を策定しました。本構想では、市町村が、関係行政機関・管理者・地域住民・専門家等と連携を図る「ため池保全連絡会議」を設置し、地域特性やニーズを把握し、ため池の多面的機能を維持・増進させる「ため池保全計画」を策定していただくこととしています。

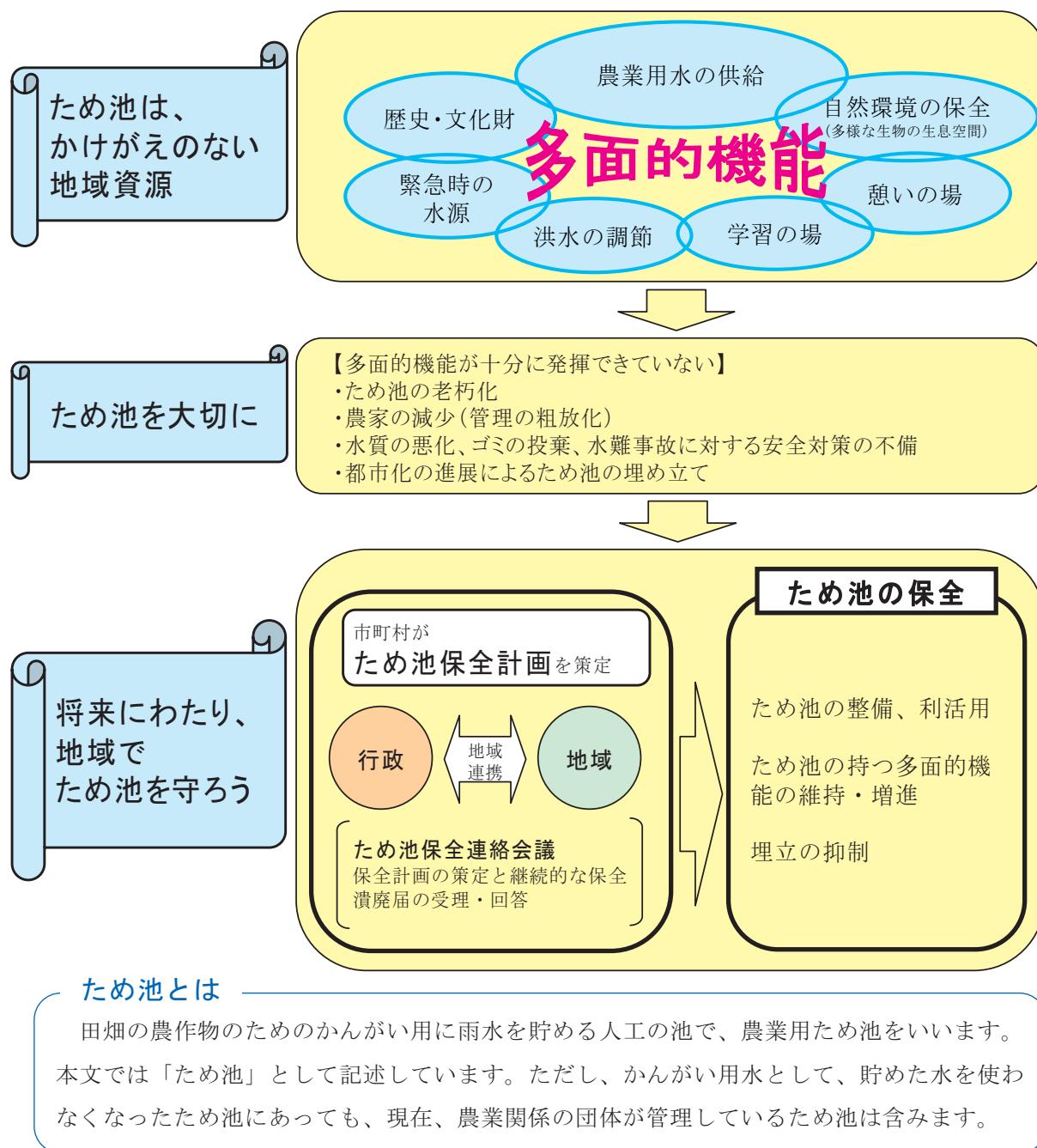


愛知県ため池保全検討会

1 構想の趣旨

(1) 構想の概要

愛知県では、平成16年に「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を施行しました。条例には3つの理念が掲げてあり、その理念のひとつに、「将来にわたる多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保」があります。また、これらの基本理念の実現を図るため、平成17年に「食と緑の基本計画」を策定しました。基本計画の中の先導的取り組みとして、「愛知県ため池保全構想（仮称）の策定」を掲げています。基本計画を受け、平成18年度に下記の構想を策定し、県内約3千か所のため池を保全するよう取り組みます。



(2) ため池が持つ多面的機能

ため池は、農業用水の供給のほか、自然環境の保全、地域住民の憩いの場、学習の場、洪水の調節、緊急時の水源、歴史文化財などの様々な機能があります。

① 農業用水の供給

ため池は、かんがい用水供給施設の一つであり、用水に恵まれない地域において雨水を貯留し、農業用水源として農業用水を安定的に供給しています。



田植え



コンバインによる収穫



(キャベツ)



あしがいけ
芦ヶ池（田原市）

豊川用水の調整池になっています。



(メロン)

② 自然環境の保全

ため池は人工の施設ですが、長年の利用により池及びその周辺で、地域によっては希少種も含めた多様な生物の生息生育の場となり、その良好な景観や水辺環境により地域の自然環境を形成しています。

国の天然記念物に指定されている
こづみにしあけ
小堤西池(刈谷市)のカキツバタ(愛知県の花)群落



う い け
鵜の池 (美浜町)

池の周辺の鵜の山は、国の天然記念物に指定されています。

③ 地域住民の憩いの場

ため池はその親水性から、地域住民の憩いの場や都市と農村の交流の場として、訪れた人々にやすらぎやうるおいの空間を提供しています。



ほしないけ
星名池 (大府市) とハスの花

環境整備により散策路などを設け、地域住民の憩いの場となっています。

6月上旬～8月中旬には、アジサイに始まり、スイレン、ハスが楽しめます。



いる か い け
入鹿池 (犬山市) ワカサギ釣り

冬には多くの釣りファンによりにぎわっています。

④ 学習の場

子供や地域住民等が身边に魚や昆虫、水生植物などと触れ合うことのできる学習や自然観察の場を提供しています。

たけむらしんいけ
竹村新池（豊田市）



外来種（ブラックバス・ブルーギル）の駆除とあわせ、生息魚類の観察が行われています。



小学生による写生大会なども行われています。

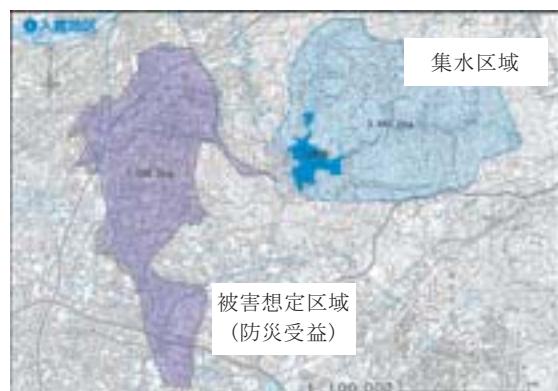
⑤ 洪水の調節

ため池が雨水を一時的に貯留することで河川の増水等を緩和させ、洪水を軽減するとともに土砂の流出を防ぐなど、下流域への被害を未然に防止しています。



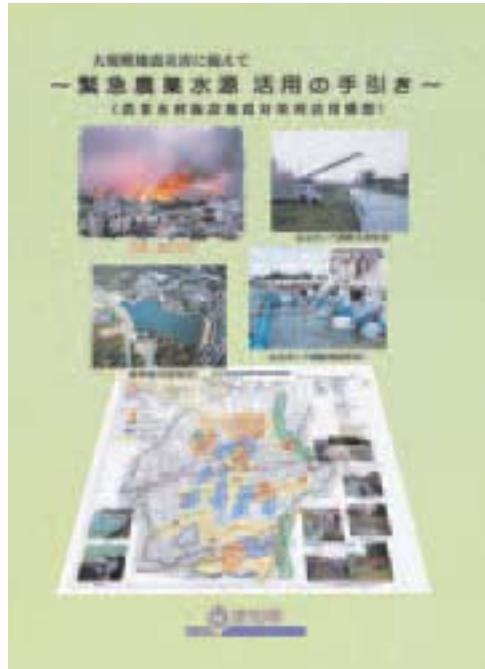
いるかいけ
入鹿池（犬山市）

防災ダム事業



⑥ 緊急時の水源

ため池の貯留水が地震や火災等の災害時に、消火用水や生活雑用水として活用されています。



緊急農業水源活用の手引き
(平成 17 年 7 月策定)



ながいけ
長池下流水路からの取水
(平成15年11月訓練実施 尾張旭市)



おおいけ
平成18年11月12日、大井池の水を利用して
消火放水訓練の実施。平成18年11月の火
事においては、よこおちいけ 横落池の水を
利用して消
火しました。(幸田町・地元消防団)

⑦ 歴史文化財

ため池の築造は古く地域の歴史でもあり、ため池に関係した昔話や伝説も多く残っています。また大切な池の水を守るため、信仰の対象として水神様、龍神様等をまつ祀っている池や地域の祭りを行っている池も多く、地域の文化を育んできています。



おおいけ
大井池(幸田町)の弁財天



みやいけ
宮池(半田市宮路町)
住吉神社の祭礼の舞台となっています。

2 ため池の歴史と現状

(1) ため池の歴史

① 全国そのため池

ため池は、水田のかんがい用水の確保を目的としたもので、その歴史は稻作との関係で始まります。日本における稻作は、縄文時代末期までさかのぼるとされています。

大規模なため池の築造は、大和朝廷が、河内や大和の開拓を進めた古代とされ、築造年代が

616年頃と明確な狭山池(大阪府)が日本最古のため池とされています。大和朝廷は条里制の枠組みの中でかんがい施設を整備しながら地域の開発を進め、全国支配を推進していました。ため池の築造は、国あるいは地方豪族が農民を使役して行われました。

中世に入り、荘園領主や村落共同体による用水開発が行われ、村落共同体による用水管理が始まりました。

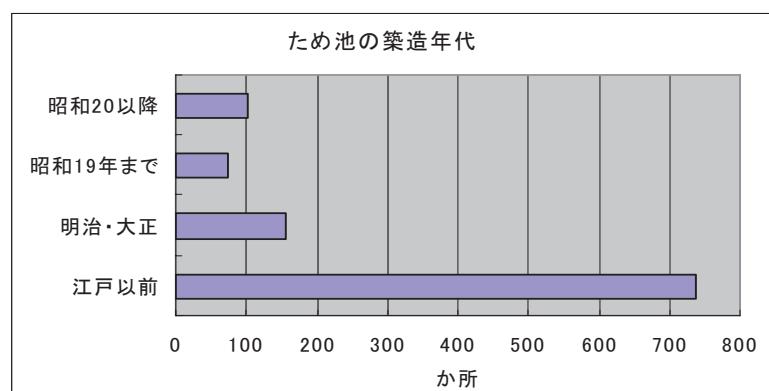
近世では、幕府や藩による大規模なため池などの用水開発や治水工事が盛んに行われました。一方、農民自らの負担によるため池の築造も多く、村落共同体による管理は現在まで続く水利組合の原形となりました。

近代に入り、明治政府は普通水利組合、耕地整理組合などを法的に整備し、水利事業の主体として位置づけました。

戦後、これらの組合は土地改良区に再編統合された地域も数多くあり、現在では、ため池は、その築造された時代、規模、地域により異なる、市町村、各種団体から個人まで、様々な所有・管理の形態があります。

② 県内のため池の概要

愛知県では知多半島、渥美半島、尾張東部・三河地方の丘陵部を中心に多くのため池が分布しています。これらの地域では、大きな河川から安定した用水を得ることが昔の技術では不可能であったため、



かんがい用水の確保にはため池が不可欠でした。これらの多くは、江戸時代に農地の開墾にあわせ、米づくりに必要な水を確保するために、粘土で止水した土の堤防で、丘陵地の



さやまいけ
狭山池 平成14年撮影

(大阪府立狭山池博物館 提供)

谷をせき止めて、農民が築いたものです。

県内の代表的なものが犬山市にある入鹿池^{いるかいけ}で、1633年に造られた利水容量1,500万m³を超える、国内で一、二の規模を誇るため池です。

県内の受益面積1ha以上のため池について築造年代を分かる範囲でまとめると、江戸時代以前に築造された池がほとんどで、737か所です。他は、明治以降に築造された池です。その他に不明の池が606か所有りますが、その多くは、築造年代が明確でないものの近年に築造されたものではなく江戸時代以前のため池と思われます。



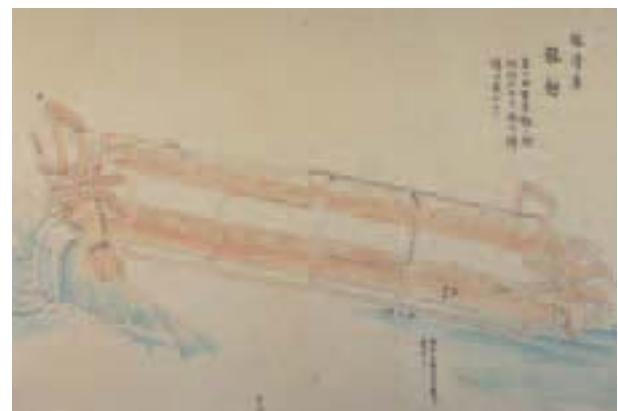
いるかいけ
入鹿池尾張名所図会 江戸時代(犬山市)
(入鹿用水土地改良区提供)



いるかいけ
入鹿池河内堤防 明治45年(犬山市)
(入鹿用水土地改良区提供)

③ 農業用水の確保

江戸時代から昭和中期まで、農業用水の確保には大変な苦労が伴い、ため池で農業用水を確保してもその水量は十分でなく、河川水や井戸も併用していました。また、池からは用水路を通じ水田へ水を引きますが、水路より高い水田には、踏車や龍骨車^{りゅうこし}が使われました。



龍骨車(知多郡農具図(明治期)：愛知県公文書館所蔵)



はねつるべ (昭和30年代、愛知用水地域)



踏車・龍骨車(半田市立博物館)

④ ため池を造る技術

ため池の築造に関する技術者として黒鍬くろくわと呼ばれた人たちがいました。

江戸時代、大野村（現常滑市）を中心に、鍬や鎌を製造する多くの農鍛冶が住んでいました。これらの大野鍛冶が作った鍬の一種に、普通の鍬の約2倍の大きさと重さの鍬がありました。この特殊な鍬そのものと、それを使って土木工事をする人々は黒鍬と呼ばれていました。

江戸時代から明治、大正時代にかけて、知多半島の各地の黒鍬は、普段は農業を営み、農閑期になると田畠の開墾やため池、用排水路作りの他、道路や海岸・河川護岸工事などの土木作業を行いました。このため、黒鍬は農間稼ぎともいわれていました。黒鍬の技術として特に優れていたのは、粘土を突き固めた刃金土によりため池の漏水を防ぐ技術や棚田や建築物の基礎の石垣を積む技術です。

黒鍬の活動は知多半島だけに留まらず、三河、美濃、伊勢にも出かけました。さらには近畿地方や関東地方にまで及び、大阪府狭山池の江戸時代の改修工事にも参加しました。

これらのため池では、現在は鉄筋コンクリートや鋼製ゲートで造られている底樋、立樋等の材料に木をくりぬいて使っていました。当時の木製の施設は改修によりほとんど無くなりましたが、半田市の宮池で昔使われていた立樋が保管されています。



みやいけ
宮池の木製立樋(半田市南二ッ坂町)

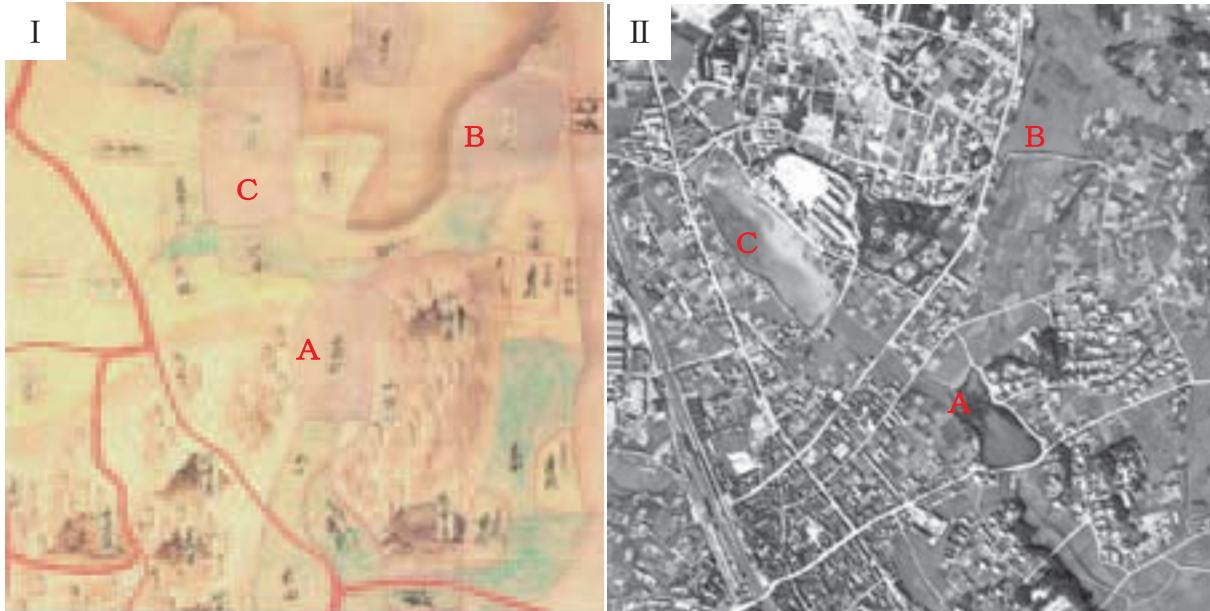
(現在は半田市立博物館所蔵)

⑤ 知多半島のため池の推移

河合克己氏（半田市文化財専門委員会委員長）による明治17年の地籍図及び地籍帳の研究では、当時、知多半島には、17,000か所を超えるため池が存在していたことが確認されています。

その後、知多半島のため池は愛知用水の通水、ほ場整備事業による不整形な農地の整備等により、規模の小さなものは廃止され、さらに、都市化による農地の減少により用水の不要となった池は埋め立てられたものもあり、現在では約1,400か所で、明治17年の12分の1までに減少しています。

大府市の事例を参考にすると、まず、Iの江戸時代の絵図では主なため池、農地が描かれています。その後の同じ地域を撮影したIIの昭和23年の航空写真においても、鉄道、道路、農地が増えているものの大きさは変わっていません。IIIの平成16年の航空写真では、近年の急激な都市化により、農地が宅地化され、池が護岸され形が変わったり、埋め立てられていたことが分かります。



III

しんいけ
新池付近の移り変わり (大府市)

I 大府村絵図 (大府市誌近世村絵図集より)

天保 12 年 (1841) 作製、A 米振池 (新池)、
B 川池、C 雨かね池が描かれている。

II 米軍撮影の空中写真 (昭和 23 年撮影)

A 新池、B 川池、C 雨兼池

III 大府市作成の航空写真 (平成 16 年 1 月)

A 新池 (一部埋立)、B 川池 (一部埋立)、
C 雨兼池は埋立られている。

⑥ 大規模用水とため池

台地であるため水不足で苦しんでいた西三河地方では、矢作川を水源とする明治用水が、明治 13 年に完成しました。この地域のほとんどのため池（総面積約 484ha）は、用水の完了後廃止され、農地に生まれ変わりました。

世紀の大事業といわれた愛知用水は、農業用水や飲料水の不足に苦しんできた知多半島の人々の熱心な働きかけがきっかけとなり着手されました。愛知用水公団（現水資源機構）が、昭和 32 年から同 36 年にかけて、木曽川上流の長野県に牧尾ダムを造り、112km の幹線水路と 1,000km 余りの支線水路を整備しました。この事業により、岐阜県から愛知県尾張東部さらに知多半島まで、農業用水、都市用水が供給されることになりました。

愛知用水の通水により、安定的な農業用水が確保されたものの、愛知用水は現在あるため池の補給水として計画されているため、ため池の重要性は今もなお変わっていません。

愛知用水の計画では、農業用水として必要な全体水量の4割近くについて、主なため池約300か所を水源としています。

本県東部の東三河地方では、豊川から用水を導く**豊川用水**が昭和24年に農林省の国営事業として着手され、昭和36年に愛知用水公団に引継がれ、昭和43年に完成しました。この用水も、主なため池約150か所を貴重な水源として利用する計画としており、施設園芸、露地野菜、果樹、水稻を中心に全国でも有数の農業生産を上げています。

そのほか、県内の大規模用水の中で、ため池を重要な水源としているのは、平成元年に完成した**矢作川総合用水**があります。

明治用水と愛知用水等の間では、開発された時代の違いや他の利水者との関係から水利計画上の大きな違いがあります。全てのため池を廃止し農地を開墾した明治用水と、既設の水源として主なため池を大規模用水の関連ため池に位置づける計画としている愛知用水等とは、ため池の扱いが大きく異なった内容となっています。

⑦ ため池の管理・改修

ため池の多くは農業関係の組織や農家自らが、草刈り、池干し等の管理を行ってきました。また、取水施設や洪水吐が古く、危険になってくると、自らの費用・労力で木製樋管や石積により施設改修や堤体の補修をしてきました。

しかし、ため池の改修費用の増大、大規模用水事業による用水の安定供給がもたらす農家の意識の変化、都市化の進展等から、ため池の管理・保全に問題が生じてきました。

近年では、昭和35年から、農林水産省の補助事業である老朽ため池等整備事業や県単独事業である緊急農地防災事業等により、県・市町村が事業主体となり全面的な改修が行われています。

さらに、ため池の多面的機能に着目し、自然環境の保全、憩いの場としての活用、洪水調節等の要望も多く、これに応えるため水環境整備事業や防災ダム事業等の事業にも取り組んでいます。



まめいけ
豆池改修 昭和17年

(武豊町歴史民俗資料館所蔵)



いわがいけ
岩ヶ池池干し 昭和37年頃（刈谷市）

(神谷鉢治氏 提供)

ため池関連年表

西暦	年号	内 容 [主に県内の動向]
1608	慶長13	宮田用水の始まり
1633	寛永10	入鹿池完成
1868	明治 1	入鹿切れ（5月13日入鹿池堤防決壊、死者1,000余人）
1880	明治13	明治用水の完成
1890	明治23	水利組合条例制定（農村の水利組織の始まり）
1899	明治32	耕地整理法制定（耕地の整備の始まり）
1908	明治41	水利組合法制定（普通水利組合の創設）
1924	大正13	用排水改良事業の開始（S25県営かんがい排水事業として制度化）
1949	昭和24	土地改良法制定（土地改良事業と土地改良区による水利施設管理の始まり）
1955	昭和30	愛知用水公団法制定
1960	昭和35	老朽ため池等整備事業の開始
1961	昭和36	愛知用水の完成
1968	昭和43	豊川用水の完成
1977	昭和52	県単独による緊急農地防災事業（老朽ため池整備事業）の創設
1978	昭和53	防災ダム事業の開始（洪水の調節を行う）
1989	平成 1	矢作川総合用水の完成
1991	平成 3	水環境整備事業の開始（憩いの場を整備する）
1992	平成 4	ため池保全要綱の策定（名古屋市）
1996	平成 8	農村自然環境整備事業の開始（自然環境の保全を図る）
2002	平成14	土地改良法改定「環境との調和に配慮して事業を実施」
2005	平成17	「緊急農業水源活用の手引き」の作成
2006	平成18	愛知県ため池保全検討会開催
2007	平成19	愛知県ため池保全構想策定

[参考]

- ・内田和子氏「日本のため池」海青社 P35~42 (2003)
- ・河合克己氏「常滑市南陵公民館市民講座資料」(2005)
- ・明治用水史誌編纂委員会「明治用水」P49 (1953)



河合克己氏作

⑧ ため池に関する昔話

愛知県には多くのため池が存在したことから、ため池に関する昔話、伝説、童話等が多く生まれています。

市町村誌や単行本などに、少なくとも、176 の話がありました。これらの中には、同様な内容の話もあり、その重複分をのぞくと、129 の話があることが分かりました。

これらの話の主題は、ため池の築造の経過や名称の由来などに関するものが 44 話と最も多く、次に重複分も含め、蛇・龍を主題とした話が、38 話などとなっております。

このような昔話、伝説が多く残された理由は、米の収穫に直接影響のある農業用水を確保するため、身近なため池を大切にする必要があったこと、さらに、池を潰したり、堤防を壊したり、池の流域の里山の木を伐採したり、子供がいたずらをしたりしたら、たたりや不幸があるとの教訓によりため池・里山の保全、水難防止を図ったものと思われます。

また、現地には、池の改修の経過を記した石碑が 42 か所有り、水神、龍神様等をまつっている池も 19 か所有ります。

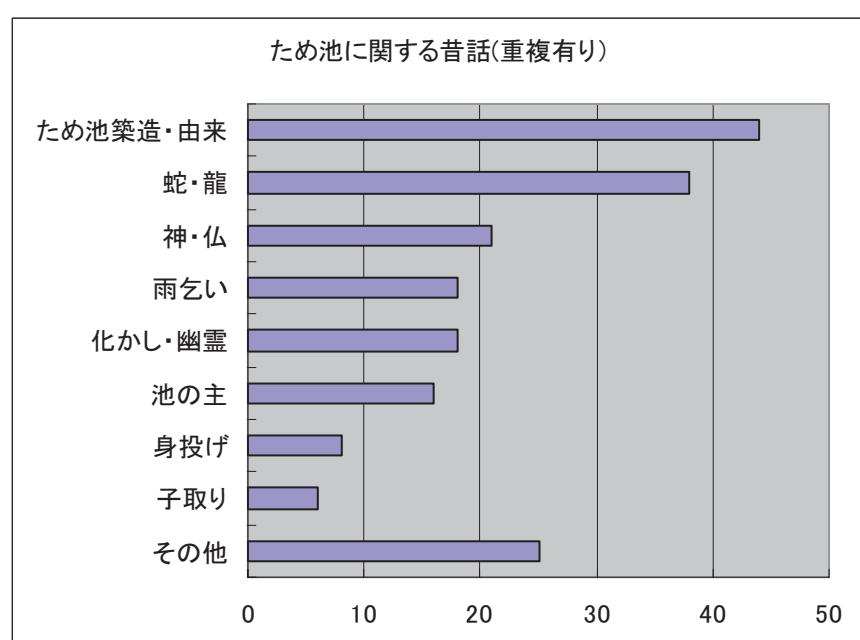
石碑や水神様、神仏の話から、池そのものや農業用水に対する感謝の念を感じとれます。



たきがしらいけ
滝頭池昔話「ほいほいどり」の舞台
となり、改修碑がある。(田原市)



いわがいけ
岩ヶ池の弁天様(刈谷市)



(2) ため池の現状

① 全国のため池数

平成9年度時点の農林水産省調査によると、全国約21万か所のため池のうち、兵庫県が47,596か所と一番多く、愛知県は当時3,364か所で、全国15位となっています。

	都道府県名	箇所数
第1位	兵庫県	47,596
第2位	広島県	20,910
第3位	香川県	15,990
第4位	山口県	11,785
第5位	大阪府	11,308
第6位	岡山県	10,304
:	:	:
第15位	愛知県	3,364
:	:	:
計	全 国	約21万か所

(平成9年農林水産省調べ)



② 県内のため池数と推移

ア 県内全ため池調査の概要

ため池の現状を把握するため、県内の全ため池を対象に3年に一度見直しをおこなっているため池資料集の更新に合わせ、多面的機能についての追加調査を平成18年8月から10月にかけて実施しました。（調査基準日：平成18年3月31日時点）

イ 県内ため池数の推移

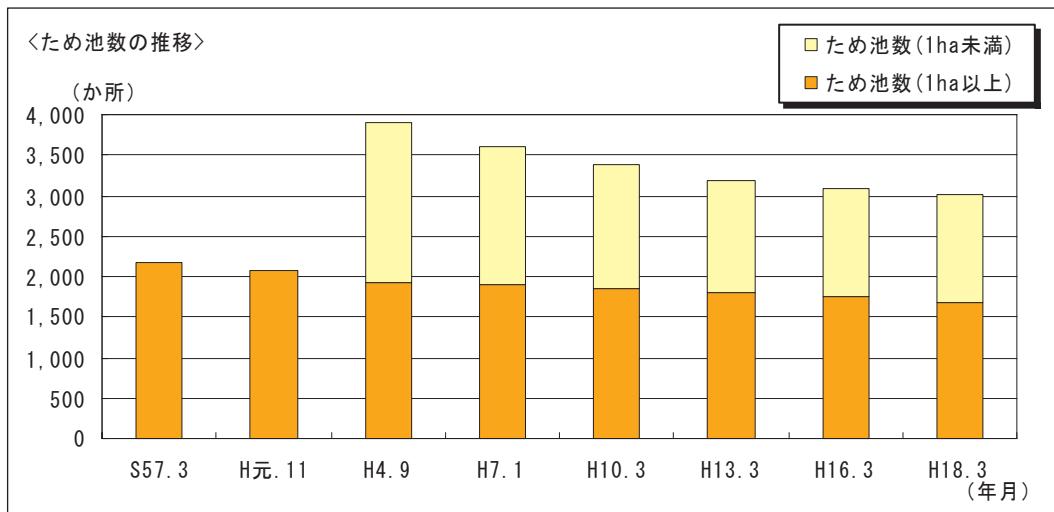
県内全ため池調査の結果、ため池数は、38市町に3,009か所あり、約10年間（平成7年～18年）で603か所（16.7%）減少しています。

また、受益面積1ha未満の小規模なため池（以下1ha未満と表示）の減少数が、受益面積1ha以上の大規模なため池（以下1ha以上と表示）より大きいことがわかります。

ため池数の推移 (か所)								
年 月	S57. 3	H元. 11	H4. 9	H7. 1	H10. 3	H13. 3	H16. 3	H18. 3
ため池数(総数)	-	-	3,896	3,612	3,372	3,193	3,086	3,009
増 減				△ 284	△ 240	△ 179	△ 107	△ 77
ため池数(1ha以上)	2,171	2,082	1,921	1,898	1,858	1,797	1,763	1,673
増 減			△ 89	△ 161	△ 23	△ 40	△ 61	△ 90
ため池数(1ha未満)	-	-	1,975	1,714	1,514	1,396	1,323	1,336
増 減				△ 261	△ 200	△ 118	△ 73	13

注：H18. 3の1ha未満のため池数は、1ha以上のため池からの移動があり、増となっている。

平成18年3月時点



農林水産事務所別 ため池数の推移 一覧表

年度 事務所名	ため池の数					増減数と率			
	H7	H10	H13	H16	H18	H18-H16 (2か年)		H18-H7 (11か年)	
						増減数	増減率	増減数	増減率
尾張農林管内 (9市町村)	667	556	492	442	420	△ 22	△ 5%	△ 247	△ 37%
一宮支所管内 (1市町村)	153	153	148	148	148	0	0%	△ 5	△ 3%
知多農林管内 (10市町村)	1,578	1,441	1,426	1,381	1,342	△ 39	△ 3%	△ 236	△ 15%
西三河農林管内 (4市町村)	245	244	244	244	235	△ 9	△ 4%	△ 10	△ 4%
幡豆出張所管内 (3市町村)	85	84	84	83	83	0	0%	△ 2	△ 2%
豊田加茂農林管内 (2市町村)	316	331	274	271	269	△ 2	△ 1%	△ 47	△ 15%
新城設楽農林管内 (3市町村)	84	82	80	80	77	△ 3	△ 4%	△ 7	△ 8%
東三河農林管内 (6市町村)	484	481	445	437	435	△ 2	△ 1%	△ 49	△ 10%
合 計 (38市町村)	3,612	3,372	3,193	3,086	3,009	△ 77	△ 3%	△ 603	△ 17%

注：()内は、平成18年3月時点の市町村数

ため池の減少には、治水・公園部局への所管替えによるものもある。

③ 地域別のため池の状況、ため池の分布

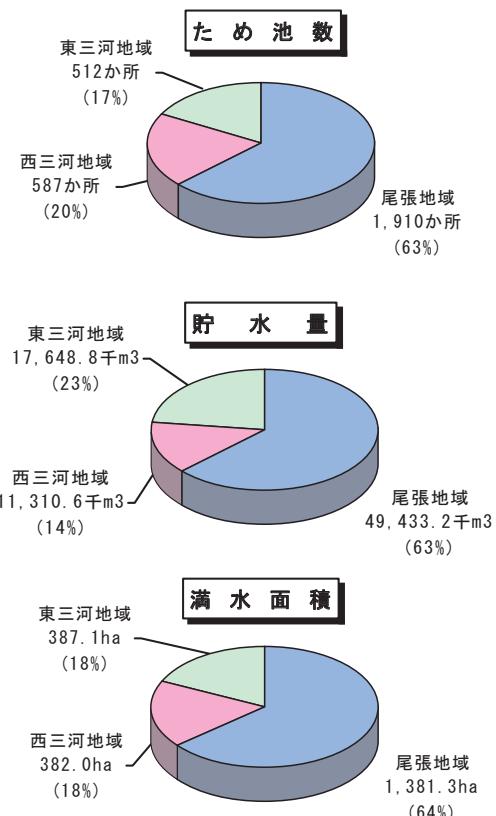
ア 地域別ため池の状況

県内を尾張・西三河・東三河といった地域別にみると、尾張地域が最も多く、特に知多地域には約1,300か所と、多くのため池が分布しています。

地域区分	事務所区分	ため池数(か所)	貯水量(千m ³)	満水面積(ha)
尾張	尾張	420	16,753.8	475.9
	一宮	148	16,707.9	205.4
	海部	—	—	—
	知多	1,342	15,971.5	700.0
小計		1,910	49,433.2	1,381.3
西三河	西三河	235	5,141.8	176.3
	幡豆	83	788.4	23.8
	豊田加茂	269	5,380.4	181.9
	小計	587	11,310.6	382.0
東三河	新城設楽	77	2,679.2	45.4
	東三河	435	14,969.6	341.7
	小計	512	17,648.8	387.1
	合計	3,009	78,392.6	2,150.4

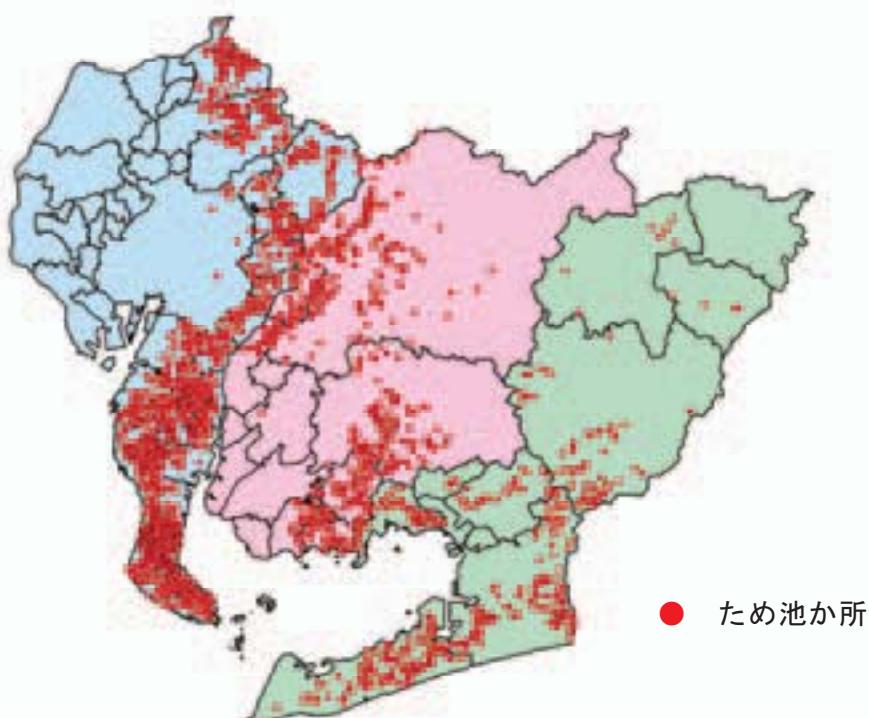
注) 大規模用水の調整池を含みます。

平成18年3月時点



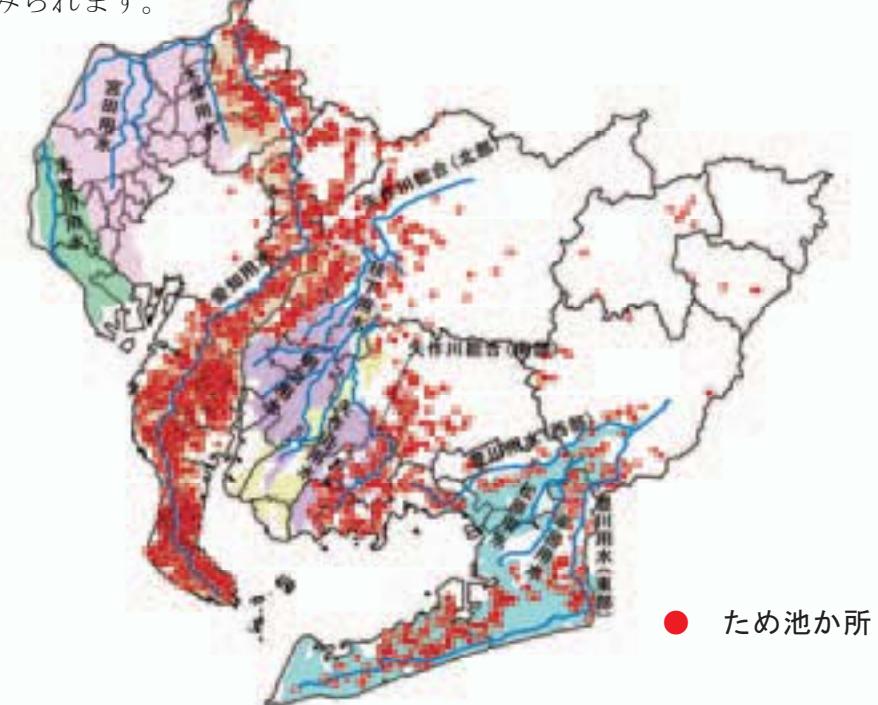
イ ため池の分布

県内のため池の分布を見ると下図のような分布状況となり、知多半島、渥美半島、尾張東部・三河地方の丘陵部に多く分布していることがわかります。



ウ 大規模用水とため池の分布

イのため池分布図に、県内の大規模用水を載せてみると、下図のような状況となり、尾張北部・東部・知多地域には、愛知用水、矢作川総合用水、豊川用水付近に多くの農業用ため池の分布がみられます。



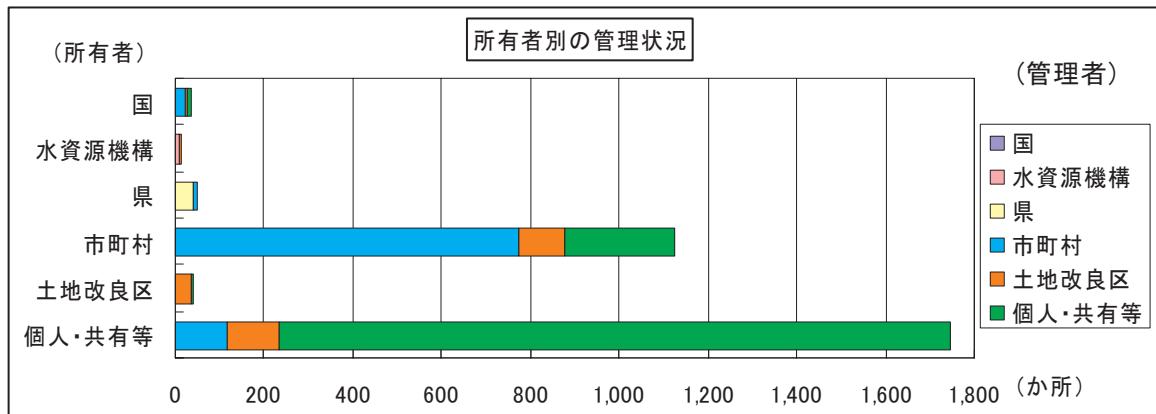
④ ため池の所有者別及び管理者別分類

ため池の所有と管理状況をみると、共に半数以上が「個人・共有等」です。「市町村」所有のため池でも「個人・共有等」管理もあり、また「個人・共有等」所有のため池でも「市町村」、「土地改良区」管理があり、複雑な所有・管理形態です。

平成18年3月時点

所有者区分	国	水資源機構	県	市町村	土地改良区	個人・共有等	合計
か所数	36	15	50	1,124	40	1,744	3,009
割合(%)	1.2	0.5	1.7	37.3	1.3	58.0	100

管理者区分	国	水資源機構	県	市町村	土地改良区	個人・共有等	合計
か所数	0	11	43	917	267	1,771	3,009
割合(%)	0.0	0.4	1.4	30.5	8.9	58.8	100



(3) ため池の多面的機能の現状

県内全ため池調査の中で、各種法律による指定状況及び池の特性と現在の利用状況についての調査を行いました。

① 法律等区分による指定状況

ため池自体が農業振興地域内にあるものは、受益面積1ha以上のおため池で1,035か所(62%)、受益面積1ha未満のおため池で642か所(48%)と多くの割合を占めています。また、市町村が策定している緑の基本計画に位置付けられているため池は、受益面積1ha以上のため池で564か所(34%)という状況でした。

法律による指定別ため池数

(単位：か所、%)

地域区分	ため池数		市街化区域内 (都市計画法)		農業振興地域内 (農業振興地域の整備に関する法律)		緑の基本計画 (都市緑地法)	都市公園区域内 (都市公園法)
	1ha以上	1ha未満	1ha以上	1ha未満	1ha以上	1ha未満		
尾張 (割合)	794 (100)	1,116 (100)	64 (8)	89 (8)	468 (59)	499 (45)	404 (51)	32 (4)
西三河 (割合)	469 (100)	118 (100)	28 (6)	10 (8)	218 (46)	52 (44)	13 (3)	14 (3)
東三河 (割合)	410 (100)	102 (100)	18 (4)	8 (8)	349 (85)	91 (89)	147 (36)	8 (2)
合計 (割合)	1,673 (100)	1,336 (100)	110 (7)	107 (8)	1,035 (62)	642 (48)	564 (34)	54 (3)

平成18年3月時点

② 池の特性と現在の利用状況

次に示す項目について調査を行いました。

項目	1ha 以上	1ha 未満	内 容
自然環境	○		立地環境(ため池の周辺の状況)、堤体部を除く水際状況、水質、希少種を自然環境項目とする。
立地環境	○	○	ため池周辺の状況について「主に森林が多い」、「主に農地が多い」、「主に宅地が多い」
水際状況	○		堤体部を除く水際の状況について「主に自然状態(7割以上)」、「中間程度(7~3割程度)」、「主に人工構造物(自然状態が3割以下)」
水 質	○		「とてもきれいな水」、「まあまあの水」、「汚そう」
希 少 種 (動植物)	○		「希少種のデータがある」、「希少種のデータ不明」 希少種は「レッドデータブックあいち」に掲載されているものとする
憩いの場	○		住民の憩いの場として「利用されている」、「少し利用されている」、「利用されていない」
学習の場	○		学習の場として「利用されている」、「少し利用されている」、「利用されていない」
洪水調節			ため池を洪水調節として利用している場合、2パターンに分ける。
ケース①	○	○	「洪水吐に切り欠きを設けたり、洪水調節機能を付与して活用されている」 貯水量の外数で、ハード整備されているもの
ケース②			「降雨が予想される時に、水位を落とす等の活用をしている」 貯水量の内数で、ソフト対策的なもの
緊急水源	○		「火災等に備え、『消防水利』に位置付けしている」、「今後『消防水利』の位置付けを検討している」、「無し」
歴史・文化財	○		ため池に石碑や、水神様・龍神様があるか
石碑	○		「ため池に築造された時の石碑や、古い改修碑がある」、「ない」
水神様	○		「ため池に水神様や龍神様がある」、「ない」

ア 池の特性

自然環境についての調査結果をみると、立地環境は周辺が「主に森林が多い」ため池が1,660か所(55%)、「主に農地が多い」ため池が949か所(32%)、「堤体以外の水際が自然状態に保たれている」ため池は1,113か所(67%)となっており、自然の多く残る周辺・水辺環境のため池が多いことがわかります。

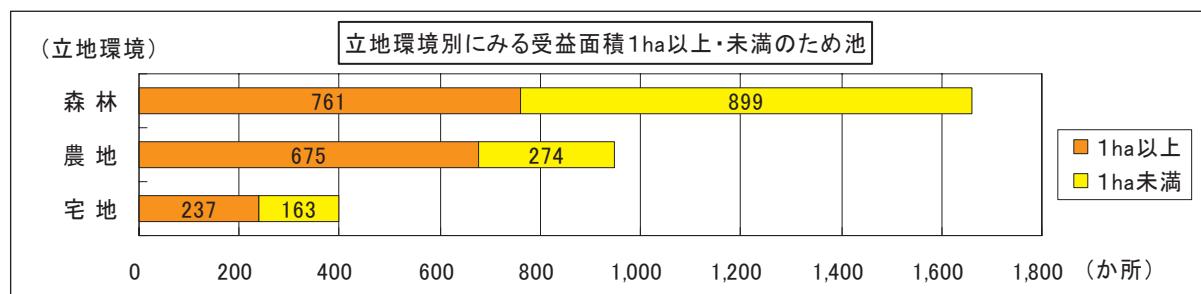
水質については、「きれい」と判断された農業用ため池は少なく、「まあまあ」が多くを占めますが、水質試験を実施した結果ではなく、見た目の判断を指標としています。

池の特性（立地環境）分類結果

(単位：か所、%)

地域区分	全ため池数	立地環境			ため池数 1ha以上	立地環境			ため池数 1ha未満	立地環境		
		森林	農地	宅地		森林	農地	宅地		森林	農地	宅地
尾張	1,910	1,123	542	245	794	325	348	121	1,116	798	194	124
(割合)	(100)	(59)	(28)	(13)	(100)	(41)	(44)	(15)	(100)	(72)	(17)	(11)
西三河	587	383	134	70	469	305	107	57	118	78	27	13
(割合)	(100)	(65)	(23)	(12)	(100)	(65)	(23)	(12)	(100)	(66)	(23)	(11)
東三河	512	154	273	85	410	131	220	59	102	23	53	26
(割合)	(100)	(30)	(53)	(17)	(100)	(32)	(54)	(14)	(100)	(23)	(52)	(25)
合計	3,009	1,660	949	400	1,673	761	675	237	1,336	899	274	163
(割合)	(100)	(55)	(32)	(13)	(100)	(46)	(40)	(14)	(100)	(67)	(21)	(12)

平成18年3月時点



池の特性（水際状況・水質・希少種）分類結果（1ha以上）

(単位：か所、%)

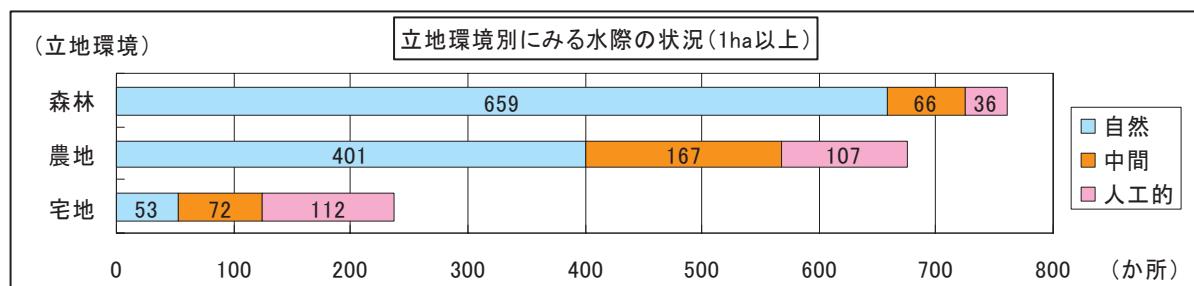
地域区分	ため池数 1ha以上	水際状況			水質			希少種 有
		自然	中間	人工的	きれい	まあまあ	汚い	
尾張	794	538	146	110	142	575	74	7
(割合)	(100)	(68)	(18)	(14)	(18)	(73)	(9)	(1)
西三河	469	331	69	69	216	221	32	13
(割合)	(100)	(70)	(15)	(15)	(46)	(47)	(7)	(3)
東三河	410	244	90	76	38	277	85	8
(割合)	(100)	(59)	(22)	(19)	(9)	(68)	(21)	(2)
合計	1,673	1,113	305	255	396	1,073	191	28
(割合)	(100)	(67)	(18)	(15)	(24)	(64)	(11)	(2)

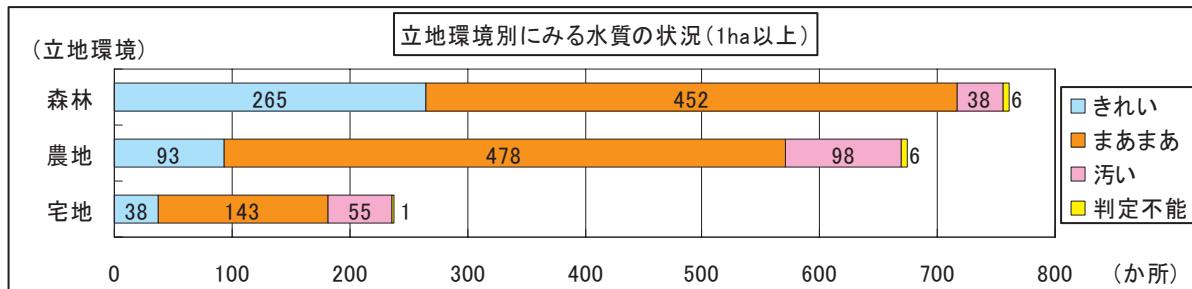
平成18年3月時点

(立地環境)

立地環境別にみる水際の状況(1ha以上)

■ 自然
■ 中間
■ 人工的





イ 現在の利用状況

現在の利用状況についての調査結果をみると、憩いの場や学習の場としての利用割合は少なく、環境整備されたため池を除いては、多くのため池では事故等を未然に防ぐため、学校等で基本的にため池には近づかないように指導されており、親水機能の高いため池は少ない状況にあります。

ため池は存在するだけで洪水調節機能を有し地域の治水に役立っています。また農地防災事業や治水事業により、洪水吐に切り欠きを設け洪水調節量を持たせているため池（ハード整備）や、降雨が予想される時に予備放流して洪水調節しているため池（ソフト対策）もあり、尾張地域に多くみられます。

緊急水源については、既に消防水利（給水能力が 40 m³以上等の消防庁の基準）に位置付けられているため池がかなりあります。さらに、地震災害などの教訓から、緊急時に活用できる水源としての重要性を理解し、消防水利への位置付けを検討しているところもあります。

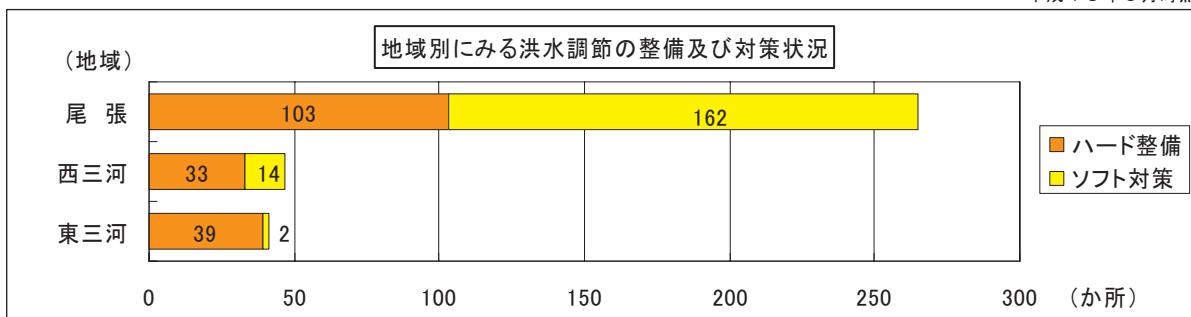
県内全ため池の現在の利用状況を調査したこと、ため池は農業利水以外の多面的な機能が発揮されており、なかでも洪水調節、緊急水源としての利用が多い状況がわかりました。

現在の利用状況（洪水調節）

(単位：か所、%)

地域区分	全ため池 数	洪水調節				ため池数 1ha以上	洪水調節			ため池数 1ha未満	洪水調節			
		ハード	ソフト	なし	不明		ハード	ソフト	なし		ハード	ソフト	なし	不明
		()	()	()	()		()	()	()		()	()	()	()
尾張 (割合)	1,910 (100)	103 (5)	162 (9)	1,643 (86)	2 (0)	794 (100)	92 (12)	124 (16)	578 (72)	1,116 (100)	11 (1)	38 (3)	1,065 (96)	2 (0)
西三河 (割合)	587 (100)	33 (6)	14 (2)	540 (92)	0 (0)	469 (100)	30 (6)	14 (3)	425 (91)	118 (100)	3 (3)	0 (0)	115 (97)	0 (0)
東三河 (割合)	512 (100)	39 (8)	2 (0)	471 (92)	0 (0)	410 (100)	29 (7)	2 (0)	379 (93)	102 (100)	10 (10)	0 (0)	92 (90)	0 (0)
合計 (割合)	3,009 (100)	175 (6)	178 (6)	2,654 (88)	2 (0)	1,673 (100)	151 (9)	140 (8)	1,382 (83)	1,336 (100)	24 (2)	38 (3)	1,272 (95)	2 (0)

平成18年3月時点

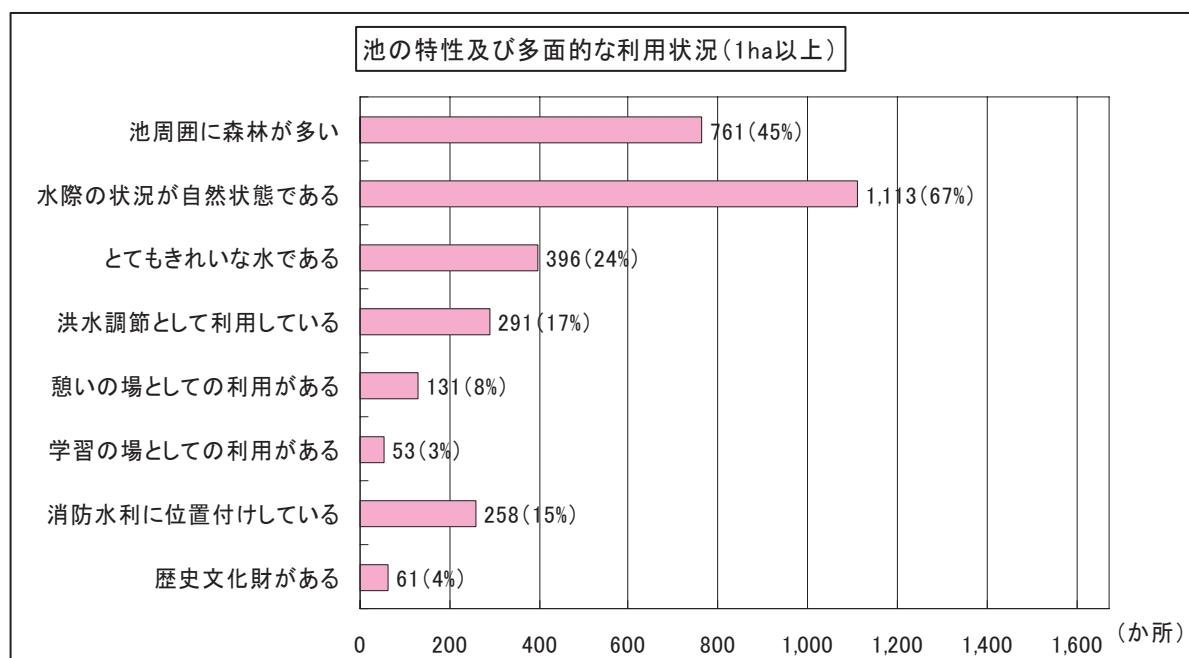
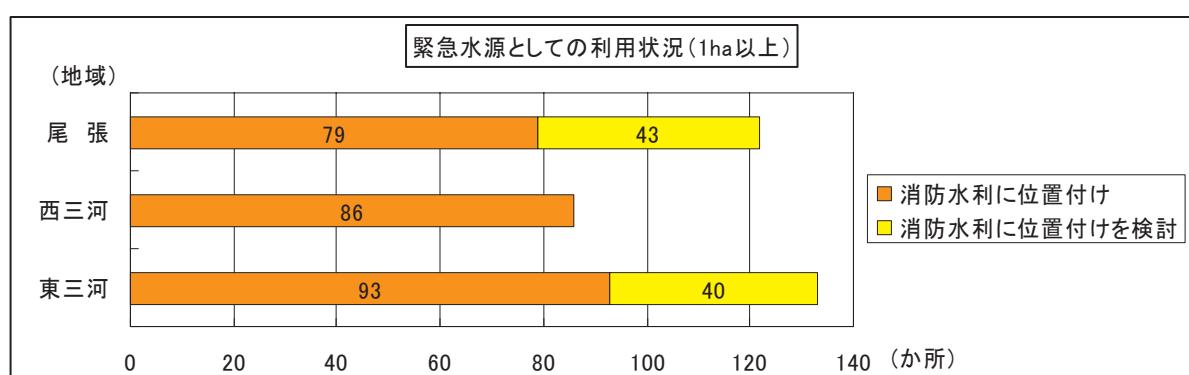
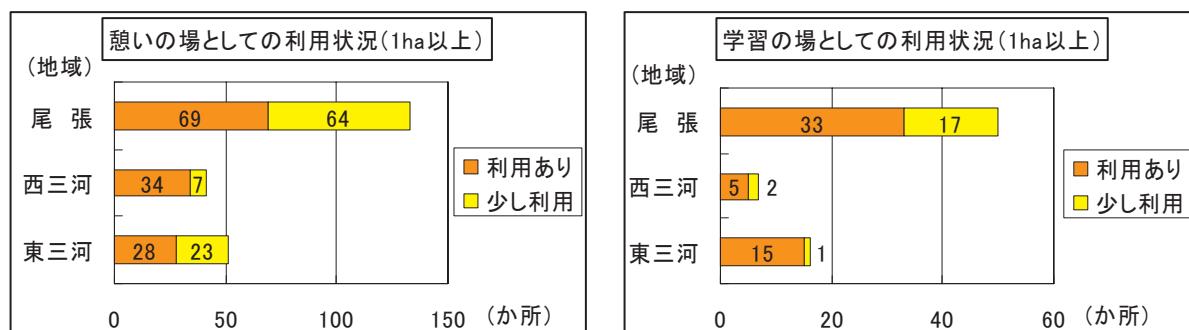


現在の利用状況（憩いの場・学習の場・緊急水源・歴史文化財）(1ha以上)

(単位：か所、%)

地域区分	ため池数 1ha以上	憩いの場			学習の場			緊急水源			歴史・文化財	
		利用	多少利用	なし	利用	多少利用	なし	位置付	検討	なし	石碑	水神様
尾張	794	69	64	661	33	17	744	79	43	672	23	11
(割合)	(100)	(9)	(8)	(83)	(4)	(2)	(94)	(10)	(5)	(85)	(3)	(1)
西三河	469	34	7	428	5	2	462	86	0	383	12	4
(割合)	(100)	(7)	(1)	(92)	(1)	(0)	(99)	(18)	(0)	(82)	(3)	(1)
東三河	410	28	23	359	15	1	394	93	40	277	7	4
(割合)	(100)	(7)	(6)	(87)	(4)	(0)	(96)	(23)	(10)	(67)	(2)	(1)
合 計	1,673	131	94	1,448	53	20	1,600	258	83	1,332	42	19
(割合)	(100)	(8)	(6)	(86)	(3)	(1)	(96)	(15)	(5)	(80)	(3)	(1)

平成18年3月時点



3 ため池を取り巻く課題と対応

課題と対応のまとめ

主な課題	対応状況	今後の方針
老朽化したため池の改修	老朽ため池等整備事業等の実施	引き続き、地域防災計画に位置付けられているものなど緊急性の高いものから重点的に整備していく。また、環境に配慮した事業実施に努める。
流域の治水対策	防災ダム事業、河川事業の実施	積極的にため池を活用するよう部局間の連携を図っていく。
地震対策	大規模なため池については土地改良施設耐震対策事業による耐震診断の実施	大規模なため池だけでなく、下流に民家があるものにも範囲を広げ、土地改良施設耐震対策事業により耐震診断を実施し、耐震性の不足するため池があった場合は対策を検討していく。
水質の浄化対策	農業集落排水事業や下水道事業等による汚水処理の実施	引き続き、汚水の処理を進めるとともに、池底のヘドロ除去のための池干しが、より積極的に地域住民も参加して取り組まれるよう努めていく。 また池に直接汚濁水が流入しないようバイパス水路の設置や、池の水を直接浄化する施設の設置も進めていく。
水難事故に対する安全対策	フェンスや標識の設置	引き続き安全施設を設置、管理していくとともに、万が一の時に手をさしのべられるような地域住民に親しみのある池になるよう意識を高めていく。また、浅瀬に柵を設置するなど、親水性を確保しながらの安全対策を進める。
ゴミ対策 外来種対策	ゴミは管理者が定期的に集めて処分 外来生物の駆除はほとんど未実施	ゴミが捨てられにくい池となるよう整備を進めるとともに、ゴミを捨てないようため池への意識を変えていくよう努める。 地域住民も参加した池干しを利用した外来生物の駆除や、持ち込み禁止看板の設置を進める。
埋立・廃止に対する保全対策	1ha以上の開発行為にかかるため池、大規模用水の関連ため池および事業をおこなったため池については、協議等実施	すべてのため池について、ため池保全のための連絡会議を設け、ため池を廃止しようとするときは、届け出により漬廐の抑制に努める。

(1) 老朽化したため池の改修

ため池は、長年にわたる利水利用や周辺環境の変化により、堤体からの漏水、浸食や洪水吐の能力不足が生じてきています。それに伴う決壊による被害を未然に防止するため、本県では昭和35年から老朽ため池等整備事業、昭和51年から緊急農地防災事業（老朽ため池整備事業）により改修を進めてきています。

受益面積1ha以上のため池約1,670か所のうち、改修が必要なため池が約1,170か所あります。そのうち平成18年度末までに約830か所の改修を行いましたが、県内にはまだ改修を必要とするため池が約340か所残っており、引き続き地域防災計画に位置付けられているものなど、緊急性の高いものから重点的に整備していく方針です。

また、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き2－ため池整備 農道整備 移入種－」を参考に、生物の多様性、親水性の向上などの環境に配慮した事業実施に努めています。

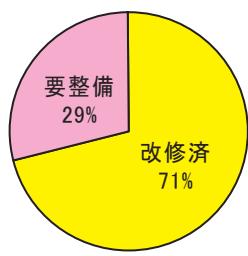


改修前 (豊田市 登池1号)



改修後 (三好町 大力池)

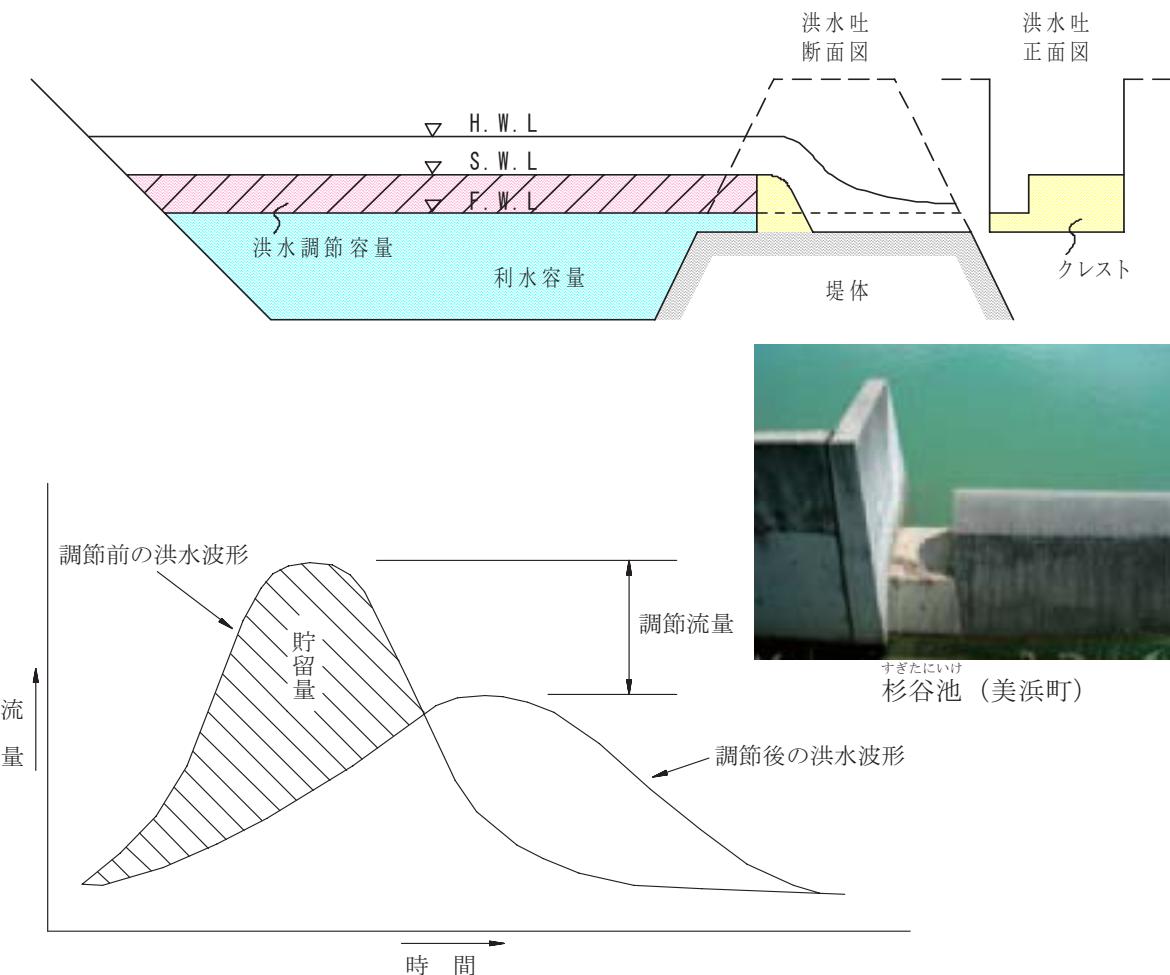
ため池の改修状況



(2) 流域の治水対策

① 防災ダム事業による洪水調節

ため池には、池そのものに豪雨時等における洪水を一時的に貯留する機能があります。このような機能に加え、河川の増水等による農地、農業用施設および公共施設が被害を受け、安定した農業経営を営むことができない地域に対して、洪水被害を防止するためにこの洪水調節機能を付与、増進することを目的とした防災ダム事業を行っています。



② 河川事業による洪水調節

境川流域における総合治水としてのため池の保全を事例にあげると、利水容量を確保しつつ新たに洪水調節機能を評価した活用がされています。この流域では、治水事業によりため池で洪水調節を行う場合は、関係者で確認を行う調整ルールを定めています。

なお、ため池が存在するだけで、「洪水時の洪水吐を越流する水深×池の満水面積に相当する水量が一時的に調節される」という評価が可能です。



河川事業で洪水調節を実施
(豊明市 琵琶ヶ池)



手動ゲートで洪水調節
(刈谷市 南池)

③ 水防計画

洪水や高潮による水害を防ぐための治水事業には巨額の費用を要するため、そのすべてを早期に完了させるのは困難です。そこで、治水事業と合わせ、水害による被害を最小限ににくいとめるための水防活動が必要となります。

このため、基本的かつ具体的な内容を愛知県水防計画として定めています。

[根拠法]

- ・災害対策基本法、水防法

[水防の責任]

- ・県の責任
 - 水防法上の二次的責任
 - 河川管理者等の責任
- ・その他水防上重要な施設における管理責任
 - 水門
 - 堰
 - えん堤
 - ため池**
 - 排水機場

[重要水防箇所]

- ・県内の河川、海岸及び**ため池 (217か所)**



平成 16 年 10 月の台風 23 号による決壊状況
(兵庫県 洲本市)

(3) 地震対策

本県は、東海地震に係る強化地域に 47 市町村が、東南海・南海地震に係る推進地域に 60 市町村が指定されており、あわせて全県下 63 市町村のうち、豊根村を除く 62 市町村がいずれかの地域に指定され、早期の発生が危惧される地震に対する対策が急務です。

この対策として、老朽ため池等整備事業、緊急農地防災事業（老朽ため池整備事業）及び防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）によるため池の整備はもとより、地震により決壊した際、大きな被害の想定されるため池の耐震診断を土地改良施設耐震対策事業により実施しています。その結果、耐震性の不足するため池があった場合は対策を検討していきます。

[地震に関する法律]

（本県に関係するもの）

- ・災害対策基本法
- ・大規模地震対策特別措置法
- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・地震防災対策特別措置法

[本県独自施策]

- ・あいち地震対策アクションプラン
ため池整備の実施
- 耐震調査の実施

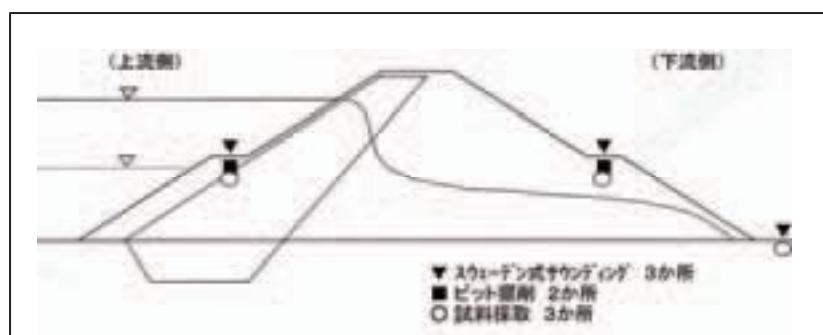


下流(写真右側)に人家が密集

(尾張旭市 維摩池)



耐震診断調査状況



耐震診断調査イメージ

(4) 水質の浄化対策

混住化の進展、生活水準の向上、営農の変化等、ため池を取り巻く状況は大きく変化しました。その結果、ため池の水質汚濁が進行するなど農業生産、生活環境の両面に大きな問題を引き起こす原因となりました。

このため、下水道事業や農業農村整備事業などにより水質浄化対策を行っています。さらに池底のヘドロ除去のため、地域住民も参加した池干しがより積極的に取り組まれるよう努めます。

[農業農村整備事業における対策]

- ・農業集落排水事業
- ・水質保全対策事業
- ・老朽たぬ池等整備事業 等

[農業用水の水質汚濁等により障害が発生する条件]

- ・水素イオン濃度 (pH)
6.0以下又は7.5以上
- ・化学的酸素要求量 (COD)
6mg/l以上
- ・無機浮遊物質 (SS)
100mg/l以上
- ・溶存酸素 (DO)
5mg/l以下
- ・全窒素濃度 (T-N)
1mg/l以上 等



酸欠で魚が死んだため池



水質改善のため、ばつ気装置を設置



水車で汲み上げ、浄化水路を通って池に戻す

(大府市 新池)



上流からの流入水をバイパス水路から池の外に放流

(大府市 新池)

(5) 水難事故に対する安全対策

管理者責任等が問われることもあるため、水難事故防止として、池で遊ばないなどの注意看板の設置やフェンスなどの設置を行ってきましたが、今後は多面的機能も考えながら、より良い事故防止策を図っていきます。



看板により注意を促している
(豊田市 倉本池)



親水護岸と水中フェンスによる対策
(東浦町 田之助池)



木柵の設置 (三好町 大力池)



他県の事例 (転落につかむことができるよう加工された張りブロック)

(6) ゴミ対策・外来種対策

ゴミが投棄されているため池は数多くみられます。特に集落から離れた場所にあるため池では、外から持ち込まれるゴミの処分に困っています。

また、ため池では釣りを禁止しているところも多いようですが、釣りのできるため池では、マナーの悪い釣り利用者による釣り糸や仕掛け、ペットボトルなどのゴミも問題となっています。周辺に植栽をおこなったため池において、ゴミの投棄が減少したというところもあります。

さらに、釣り利用者が放流したブラックバスやブルーギルなどの外来種により、ため池本来の生態系がかく乱されるなどの問題が生じています。こうしたことから「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)に指定され、特定外来生物の飼育・運搬等が規制されるようになりましたが、外来種駆除に対する問題が残されています。今後の対策のひとつとして、地域住民も参加した池干しを利用した外来種の駆除や、持ち込み禁止看板の設置を進める必要があります。



ゴミの投棄状況
(幸田町 光明寺池)



地域住民が参加した外来種駆除
(刈谷市 花池)



植栽を行っている事例
(幸田町 社口池)



駆除されたブラックバス

(7) 埋立・廃止に対する保全対策

① 潰廃の現状

都市化の進展等により、農地が減少したことで、ため池の持つ貯水量を減らす埋立や廃止が進んでいます。

平成18年度に行ったため池資料集の調査では、埋立等により廃止・除外されたため池の数について確認を行ったところ、平成16年3月から平成18年3月までの2か年の間に、77か所のため池が潰廃していました。その要因を整理すると次のとおりです。

ア 潰廃されたため池の数

単位：か所

区分	埋立				砂防	除外	不明	計
	公共	個人	その他	不明				
1 ha以上	8	1	3		2	9	2	25
1 ha未満	21	8	9	1		10	5	52
合 計	29	9	12	1	2	19	7	77

平成18年3月時点

イ 潰廃の要因

○埋立 51 か所

- (公 共) 29 か所・・・区画整理、公園、道路建設などの公共事業による埋立。
- (個 人) 9 か所・・・個人による埋立。
- (その他) 12 か所・・・工場建設等による埋立。
- (不 明) 1 か所・・・埋立の理由不明。

○砂防 2 か所・・・もともと治山で造られたものをかんがい用に使用していたが、現在は土砂に埋まり、ため池の機能を発揮していない。

○除外 19 か所・・・受益農地が消滅し、ため池からは除外。調整池になったものなど、管理の所管は変わっているが池は残っている。

○不明 7 か所

② 所有・管理の実態

ため池の保全を検討するうえで、底地の所有者、施設の管理者、水利権者がそれぞれ違うなど権利関係が複雑であり、また個人・共有の所有・管理が多いことから行政の指導には限界があります。

[所有者]

集落などが協力してため池を造ったため、地元が所有者である場合が多く、“○○工区”という共有名義や、地元の代表者である個人名義での所有形態となっている。

[管理者]

管理（草刈、転落防止等の安全対策）は、個人・共同（○○工区）や市町村である。

[水利権者]

水利権者は、ため池の水をかんがいに利用している受益農家であり、その代表者が水管理を担っている。（例：集落、○○水利組合、○○土地改良区）

③ ため池の活用事例

所有者と管理者については、必ずしも同一ではないため、受益が無くなった場合に誰が管理を行うかというのは大きな課題です。

受益の無くなったため池を行政が洪水調節池や公園の池として活用し、管理している事例を示します。



受益の無くなったため池を洪水調節池として河川部局で管理（名古屋市緑区 蟻池）



受益の無くなったため池を公園部局で管理（名古屋市緑区、天白区 戸笠池）

また、公共施設用地をため池の貯水量を侵さないで行った事例がありますが、敷地の一部を埋め立てられてしまったものもあります。



ため池に水上デッキのように図書館を建設した事例（武豊町 アサリ池）



一部埋立によりグランド、駐車場等を造成

④ 今後の課題

ため池は、従来農家により維持管理されてきましたが、受益農地の減少により関係農家が減ってきています。

ため池を廃止・変更しようとする場合には、水利権者や管理者と調整を行わなければなりません。また、ため池を直接的に開発（廃止・変更等）する場合だけでなく、ため池の流域を開発する場合についても、流出する水量・水質に影響を与える場合があるため、調整を行う必要があります。

これらの調整は、ため池を多面的に利用する際ににおいても必要であり、ため池に関する開発行為における土地利用調整では、利水はもとより、ため池流域からの影響についても確認を行っています。ただし、行為の規模が小さい場合は、現状では調整の対象とされないことから、情報が得られず影響が確認できないため、何ら措置がとられていません。その結果、大切なため池が多く潰廃されている実態があり、それらも考慮した上で保全していくことが今後の課題となっています。

4 ため池の保全・整備・利活用の方策

(1) 保全への取り組み

① ため池の保全に向けて

ため池は水田の用水確保を目的として先人が造った人工の池です。水利用による水位変動や非かんがい期の池干しなどの人為的な管理のもと、うまく適応した生物の棲み家ともなっています。また、憩いの場としての役割や、洪水時の雨水貯留、緊急時の水源など、多面的な機能があります。安全対策上や管理責任などから、立ち入りを禁止しているところもありますが、身近な農業水利施設です。

ため池はその生い立ちより、個人・共有等の所有が半数を超えるなど、所有形態が複雑です。また、水管理は農家の代表が行い、草刈り等の日常管理は市町村や集落で行われていることが多くみられ、管理形態もさまざまです。しかし、昨今は、農家の高齢化や混住化により、管理の粗放化も進んできています。



② 「ため池保全連絡会議」の設置と「ため池保全計画」の策定

ため池は農業用として長く使われていますが、ため池が持つ潜在力は大きく、貴重な水辺空間でもあるため、地域がため池の大切さを認識し、ため池を守っていく意識を高めていくことが、地域財産の保全につながります。これは平成19年度から行う「農地・水・環境保全向上対策」の基本となる考えでもあります。

管理者別の池の数は、市町村が行政財産として管理しているものが多く、今後の保全の方向性を市町村が取りまとめが必要と思われます。各々の市町村が「ため池保全連絡会議」を設置して、地域特性や住民ニーズに沿って、ため池の持つ多面的機能を維持・増進させる「ため池保全計画」を策定することにより、今後のため池のあり方を示すことができます。

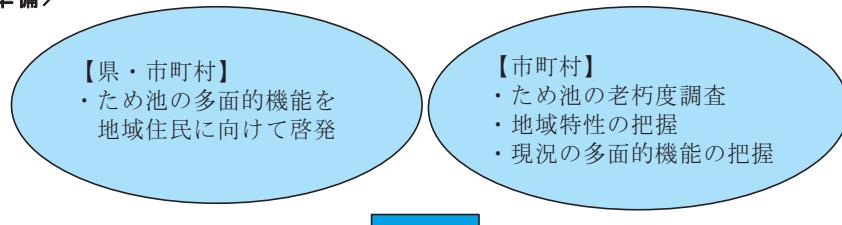
ため池の多面的機能を増進させ、活用するためには、所有者・管理者などの関係者はもとより、ため池の活用を図りたい行政機関（環境・治水・公園・消防防災・教育関係部局等）、周辺住民、NPO、専門家等と連携する必要があります。本構想では、その連携手法として「ため池保全連絡会議」の設置や「ため池保全計画」の作成手順を示します。

③ ため池潰廃の抑止策

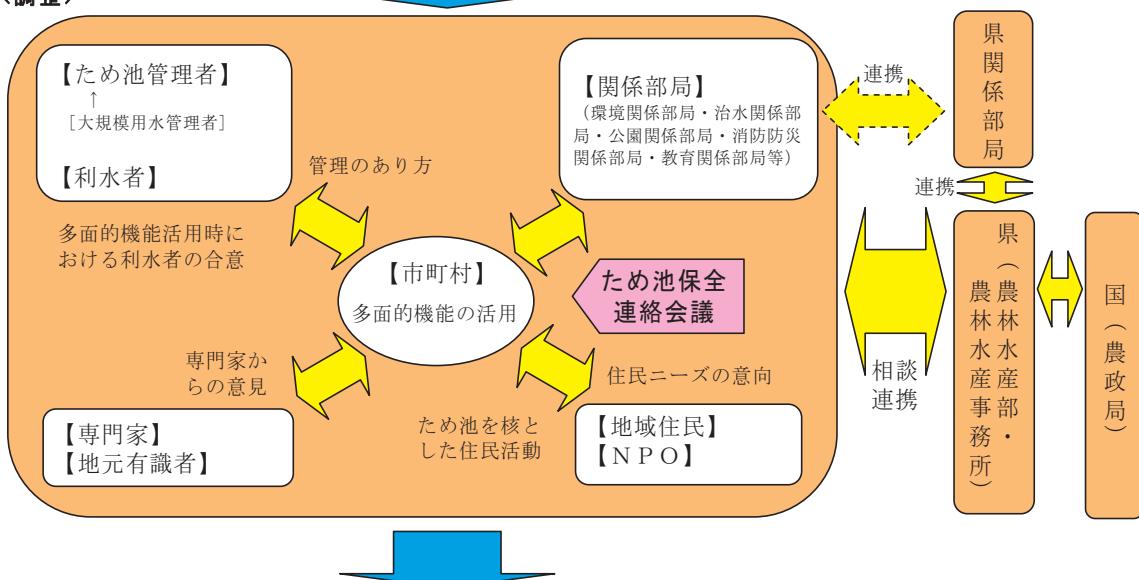
ため池は、農地の減少によって農業用としての役割を終えた場合であっても、存在するだけで有する機能もあることから、埋め立てせず保全されることが有意義です。行政が個人財産の処分等を規制することは難しい面がありますが、行政及び地域の連携を強化した「ため池保全連絡会議」への潰廃届の提出及び回答・提案を行うことにより、ため池の保全や潰廃の抑制につながると思われます。本構想ではその手続きフローを示します。

ため池保全計画の策定フローと保全・整備・利活用

〈準備〉



〈調整〉



〈計画〉

【市町村】 ため池保全計画の策定

〈整備・保全・活用〉

《整備》 【県・市町村等】
農業農村整備事業等の実施（老朽対策、洪水調節、親水整備、安全対策等）
治水・公園関係事業等の実施（親水整備、洪水調節等）

環境に配慮しながら、整備

《保全》 【市町村・管理者・地域住民・NPO等】
PRパンフの作成による啓発
ため池案内看板の設置
少なくなりつつある貴重な水辺空間として、自然環境の保全
地域一体となった草刈り等の保全活動
水管管理の一環として行われる「池干し」時の魚つかみ大会の開催

《活用》 【市町村】
生き物観察としての学習の場、郷土史としての学びの場
大雨が予想される場合の予備放流による洪水調節
災害時の緊急水源
案内看板設置によるため池ウォークラリー（レクリエーション）としての活用

保参モ
全考デ
・にル
活個や
の別活
計の動
画整事
策備例
定・を

ため池の保全

(2) ため池保全連絡会議の設置

ため池の多面的機能を維持・増進する「ため池保全計画」策定並びにため池の潰廃抑止策として潰廃届を受理し、回答・提案する「ため池保全連絡会議」を各市町村ごとに設置します。また、相談・連絡調整を図るため、地域ため池保全連絡会議（関係農林水産事務所ごと）・愛知県ため池保全連絡会議（県庁）を設置します。

市町村の土地改良部局が中心となり、関係行政機関・主なため池管理者・地域住民等と連携を図る組織づくりとして、ため池保全連絡会議設置要綱（案）を示します。

○○市ため池保全連絡会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、ため池の保全に関し、必要な事項を定め、ため池の潰廃等にあたり適切な措置を行うことを目的として、○○市ため池保全連絡会議（以下「本会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ため池保全計画に関すること。
- (2) 個々のため池の持つ多面的機能の維持・増進に関すること。
- (3) ため池の潰廃届に関すること。

（組織）

第3条 本会は別表に掲げる構成員で構成し、会長は土地改良関係課長をもってあてる。

（会議の開催）

第4条 本会の開催は会長が招集する。

（庶務）

第5条 本会の庶務は、土地改良関係課において処理する。

（定義）

第6条 この要綱において「ため池」とは、かんがいの用に供するもの及び農業関係の団体により管理されているものをいう。

2 この要綱において「管理者」とは、ため池の管理について権限を有するものをいう。

ただし、ため池の管理について権限を有するものが2人以上あるときは、その代表者をいう。

(管理者届の提出)

第7条 市町村は管理者に、ため池について、池名、所有者、管理者、受益面積等を会長に届け出させるものとする。

(潰廃届)

第8条 管理者は、ため池に関する事項を変更および廃止する場合は、会長に届け出を行うこととし、本会にて連絡調整を行うとともに、必要に応じ地域住民の意見を聴取し、管理者に当該ため池の措置について回答・提案を行う。

ただし、管理者は回答・提案を受けるまで、変更および廃止を行わないよう努める。

また、その結果について、会長は、○○地域ため池保全連絡会議を経由し愛知県ため池保全連絡会議に報告することとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

別表 ○○市ため池保全連絡会議の構成

防災、環境、建設、教育、農林水産関係課長、
主なため池管理者、地域住民代表等

【参考】 県内の先進的事例

名古屋市では、ため池の洪水調節機能、かんがい機能又は環境及び景観等の損失防止とともに、ため池に係る水害、土砂災害等の危険を除去し、ため池を良好に保全することを目的に、平成4年に「ため池保全要綱」を施行しています。

さらには、「埋め立て、工作物の建設、土砂類の採取に対して、市長の同意が必要（ため池環境保全協議会の調査審議を経て、同意又は不同意の通知）」「この通知に係るため池に係り、所有者より水面等を買い取るよう申し出があった場合、買い取ることができる」内容となっています。

(3) ため池保全計画の策定

① 計画策定の目的

市町村の土地改良関係部局が中心となり、他の行政機関・周辺住民・N P O・専門家等と連携し、将来の方向性を示す「ため池保全計画」を策定することにより、ため池の保全・整備・利活用の基本とします。

② 計画に盛り込む内容

「ため池保全計画」は、下記内容を盛り込みます。

〈様式1〉

- ・ため池の概要、将来にわたる保全の考え方

〈様式2〉

- ・基本的諸元（最新調査結果は、H18.9月）
- ・老朽度調査結果、整備予定時期（最新調査結果は、H18.9月）
- ・現況の多面的機能発揮状況（最新調査結果は、H18.9月）
- ・将来の多面的機能増進目標



③ 基本方針・今後の予定等

市町村が、今後、ため池を保全するための基本方針を記載します。

また、5年間を目途とした具体的な整備計画、ソフト対策等を記載します。

なお、様式に記入しきれない内容・項目がある場合、市町村の判断で追記します。

④ ため池保全連絡会議

ため池保全計画の策定及び潰廃の抑止を目的とした、行政及び地域の連携強化を図る「○○市ため池保全連絡会議」の構成員、設置時期、開催内容を記載します。



⑤ 現況の多面的機能の評価手法…『★の数で評価』

ため池の持つ多面的機能は多岐に亘りますが、本来機能である「農業用水」以外に、「自然環境」「憩いの場」「学習の場」「洪水調節」「緊急水源」「歴史・文化財」の6項目に分類し、各々において★の数で評価します。

「自然環境」については、「ため池周囲の状況（森林か農地か宅地か）」「水際状況（自然のままの水際線か人工物か）」「水質（きれいか汚いか）」「希少種の有無」などを総合的に評価します。ほかの6項目については、現況の利用状況により評価します。なお、市町村の過大な負担を抑えるため、現在の利用状況調査(P. 18)において、特に重要な項目

「農業用水」 「立地環境」 「洪水調節」についてのみの調査とした受益面積 1ha 未満のため池については、判断指標を適宜減らしても構いません。

⑥ 将來の多面的機能増進目標…『☆の上積み』

現況の多面的機能発揮状況を参考とし、将来、どの機能を増進させるかを策定する計画です。

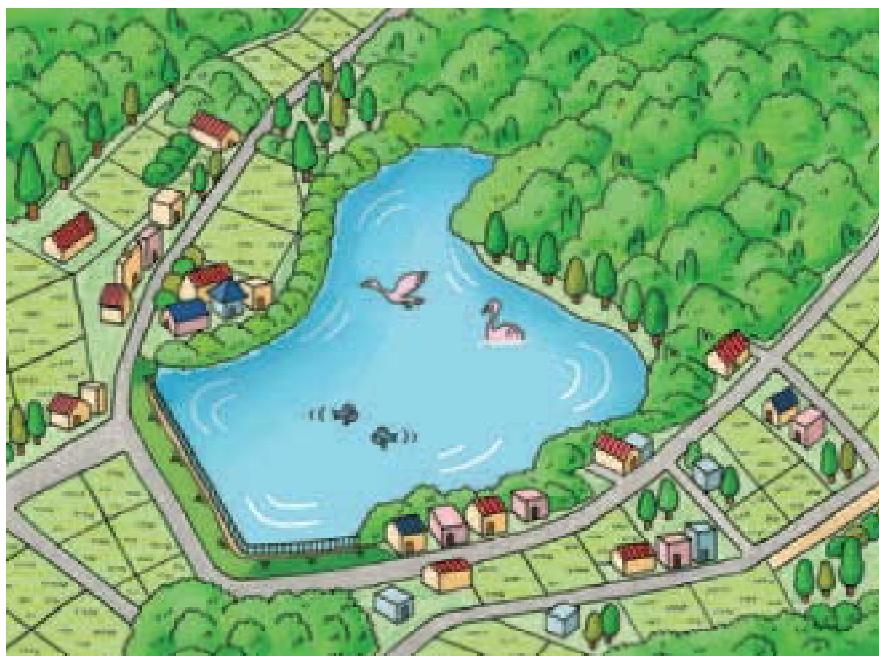
地域特性を把握し、ため池管理者、利水者の理解を得て、「ため池保全連絡会議」により行政ニーズを確認し、伸ばす機能を目標立てします（現況評価の★に、☆を上積みします）。なお、地域住民の意向や、専門家の意見も大いに参考にして盛り込みます。特に、個人所有・管理のため池については、活用目標策定にあたり、十分な調整が必要となります。

⑦ 策定時期

市町村に、すべてのため池を対象とした「ため池保全計画」を、平成 19～20 年度を目指して策定し、今後の活用の方向性を示して頂きたいと考えます。県（農林水産部・農林水産事務所）は、策定にあたり、ため池の多面的機能の啓発、市町村への指導を行うとともに、市町村、国（農政局）、県他部局との調整役を務めます。

⑧ 見直し時期

平成 18 年度までは、概ね 3 ケ年度毎に、各市町村に「ため池資料集」を更新していましたが、今後は「ため池保全計画」を策定後、3 ケ年度毎（次回は平成 21 年度）に見直すものとします。



〔記入例(実際の内容とは異なります。)〕

○○市ため池保全計画				○○市産業部農地整備課	平成19年12月 1日策定						
ため池 数(か所)				多面的機能(受益1ha以上での★3以上の池)							
概要	受益面積	H16.3 時点	H18.3 時点	H19.10 時点	大規模関連 (豊川用水)	機能 現状 目標					
	1ha以上	122	122	122	59	周囲が農地森林※ 49 49					
	1ha未満	65	63	62	2	水際が自然状態 58 58					
	計	187	185	184	61	憩いの場 17 19					
	改修対象	51	49	49		学習の場 5 8					
	改修済	33	36	36		洪水調節※ 31 32					
	(改修率%)	65%	73%	73%		緊急時の水源 72 75					
					(注:※は1ha未満の池を含む)						
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 本市の農地へは、豊川用水と既存のため池により農業用水を供給しており、今後も、全国有数の農業地帯を支えるため、ため池の改修を進め、保全する。 										
	<ul style="list-style-type: none"> 市管理のため池145か所は、もとより、個人・共有等のため池にあっても、緊急時の水源、洪水調節、憩いの場等として、積極的に多面的機能の維持・増進させ、廃止の抑制に努める。 										
	<ul style="list-style-type: none"> ため池の整備、利活用にあたっては、管理に支障の無い範囲で、自然環境の保全、生物の多様性の確保に配慮する。 										
整備計画	農業農村整備事業			その他事業							
	<ul style="list-style-type: none"> 老朽ため池等整備事業□□池地区を平成23年度新規採択要望 			<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度～平成21年度に△△池(受益面積0.2ha)で▲▲川流域の洪水調節のため市河川課が浚渫を実施予定 							
	<ul style="list-style-type: none"> 水環境整備事業□□□池地区を平成21年度新規採択要望 			<ul style="list-style-type: none"> △△池(受益面積0.1ha)を含めた緑地の整備を市公園緑地課が平成21年度着工に向け計画中 							
	<ul style="list-style-type: none"> □□池の憩いの場の整備を平成21年度完了予定 										
	<ul style="list-style-type: none"> 3か所のため池で大規模地震時の緊急水源として活用するための取水施設を整備 										
	<ul style="list-style-type: none"> 5か所のため池の安全対策のためのフェンス設置 										
ソフト対策	農業農村整備事業			その他事業							
	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から、老朽化した池名表示看板の取り替えを実施 			<ul style="list-style-type: none"> 消防署、地域住民、ため池管理者により◇◇池の水を利用した消火訓練の実施 							
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から、○○池を含む地域始め5地域で農地・水・環境保全向上対策を実施 										
	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校4年生が◇◇池の社会見学を実施 										
専門調査	<ul style="list-style-type: none"> ◇◇池で年2回の自然観察会の実施 										
	<ul style="list-style-type: none"> ◇◇池始め3か所で樹木の剪定、清掃活動の実施 										
	<ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリング(水質、生物等の調査)の実施及び既存資料の活用 										
連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> H19.10.20 ○○中学校○○先生(専門:植物、昆虫)の意見聞き取り 										
	<ul style="list-style-type: none"> H19.10.30 ○○会○○氏(専門:鳥類、魚類)の意見聞き取り 										
	<table border="1"> <tr> <td>名称 : ○○市ため池保全連絡会議</td> <td>平成19年 8月 1日設置</td> </tr> <tr> <td>会長 : 農地整備課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会員 : 防災対策課長、環境保全課長、河川課長、公園緑地課長、学校教育課長、主なため池管理者、地域住民代表…</td> <td></td> </tr> </table>			名称 : ○○市ため池保全連絡会議			平成19年 8月 1日設置	会長 : 農地整備課長		会員 : 防災対策課長、環境保全課長、河川課長、公園緑地課長、学校教育課長、主なため池管理者、地域住民代表…	
名称 : ○○市ため池保全連絡会議	平成19年 8月 1日設置										
会長 : 農地整備課長											
会員 : 防災対策課長、環境保全課長、河川課長、公園緑地課長、学校教育課長、主なため池管理者、地域住民代表…											
開催状況	H19.8.1	第1回 連絡会議の設置、○○市ため池保全計画(案)の提案									
	H19.10.15	第2回 ○○池の廃止協議									
	H19.12.1	第3回 ○○市ため池保全計画の策定、○○池の廃止協議回答									

注：整備計画、ソフト対策等は今後5年間の予定を記入。

番号	池名	所在地	所有者	管理者	受益面積(ha)	流域面積(ha)	諸元				現状★目標増進分★ 多面的機能					備考		
							堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千m³)	満水面積(km²)	農業用水	自然環境	憩いの場	学習の場	洪水調節	緊急水源		
●-○○-006	△△池	◇◇◇町字◆◆10-1	個人A	個人B	22.9	27.6	4.4	50	12.2	0.7	☆ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★		☆ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	H23老朽ため池等整備事業の採択要望	
●-○○-038	△△△池	◇◇町◆◆120-2外	○○市	○○市	38	65	5.0	135	100	5.2	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	H21水環境整備事業の採択要望
●-○○-071	△△池	◇◇町字◆◆8-2外	○○市	○○市	65	128	8.0	129	51	5.3	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	H14~16老朽ため池等整備事業の実施 H18~20水環境整備事業の実施	
●-○○-055	△△池	◇◇町字◆◆32-1外	○○市	○○市	18.3	79	4.5	146	60	4.4	☆ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★		☆ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	H18土地改良施設耐震対策事業の実施	
●-○○-098	△△池	◇◇町字◆◆6-1	○○市	○○市	5.9	159	5.0	269	70	4.1	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	緑の基本計画 水神様、昔話

ため池の基本的諸元

現況の多面的機能★

市町村の目標記入(H19以降)★

現ため池資料集の他の項目は、表記を省略しております。

(4) ため池潰廃の抑止策

① 現在の対応状況

本県においては、現在、開発行為等でため池が関係する場合には、以下のような対応を行っています。

ア 「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」に関わるもの

県土の合理的かつ有効適切な利用と保全を図るとともに、土地に関する諸問題を総合的に検討するため、愛知県土地対策会議を設置しており、ここで「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」に関わる1ha以上の大規模行為については、5ha以上の大規模行為を本府土地対策会議で、1ha以上5ha未満の行為を地区土地利用調整会議で、それぞれ審議・調整しています。ため池及びその流域が関わる開発行為については、その影響の有無についても確認しています。

イ 大規模用水に関わるもの

愛知用水、豊川用水等、大規模用水の関連ため池となっているものについて、廃止・変更等を行う場合には、池の管理者のほか、関係土地改良区及び水資源機構と協議することとなります。

ウ 土地改良事業に関わるもの

土地改良法による、ため池等整備事業、防災ダム事業、緊急農地防災事業等で整備した施設を廃止・変更しようとする場合は、施設管理者及び県への協議が必要です。

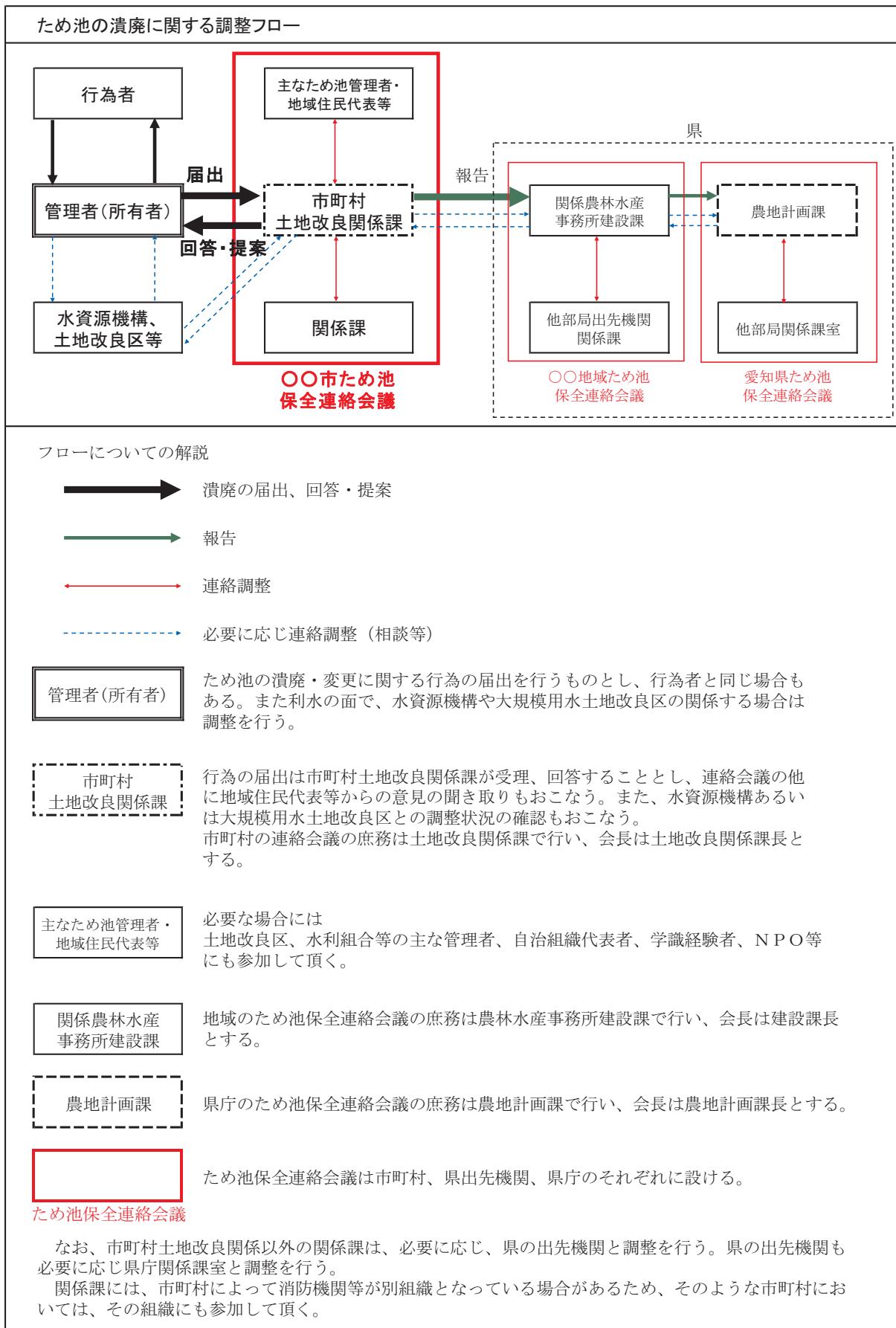
また、そのうち、国の補助を受けて実施されたものについて、処分年限以前の処分・変更については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」による国の承認が必要となります。

現在、上記のような、利水計画上あるいは財産管理上、必要なものについては協議・調整等の対応を行っておりますが、これに該当しないものについては、行政が関与した対応が行われていないのが現状です。

② ため池を潰廃しようとする場合のフロー

先人が築いた地域財産であるため池が、農業用水源としての役割を終えた場合、共有財産、個人財産である場合においても、ため池が存在するだけで有する機能もあり、保全を図ることが望ましいと考えられます。保全にあたっては、埋め立てた場合、二度と元に戻すことはできないため、他の機能を活用する検討も必要となります。

潰廃しようとする場合、他の機能として活用する検討を行うためのフローを示します。



5 ため池保全の事例

(1) モデルため池調査

① モデルため池調査の目的

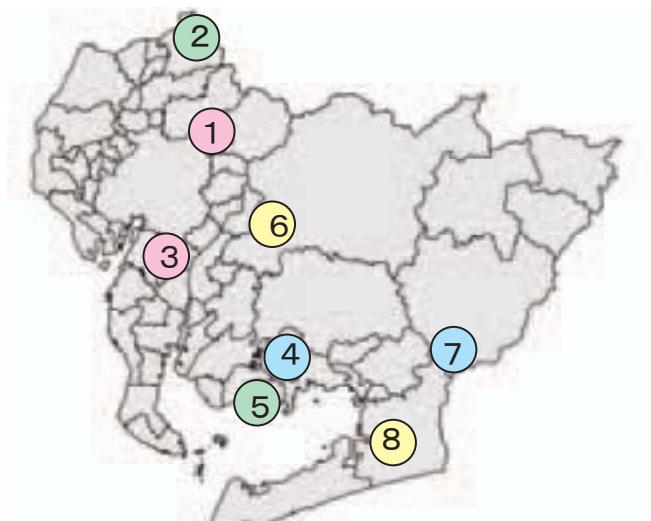
ため池保全構想策定に向け、ため池に関する地域住民の考え方や、ため池が直面している課題・問題の解決策をさぐり本構想の参考とし、将来の保全計画策定に役立てることを目的としています。具体的には、県内8か所のため池を各ため池の特色や多面的機能に着目して選定し、池ごとの特徴その他を調査・把握し、具体的な保全・整備・利活用のあり方について検討をしました。

② 各モデルため池における多面的機能と地域特性

モデルため池調査（◎：重点テーマ ○：該当テーマ）

地図番号	市町村名	池名	テーマ（多面的機能）							地域区分
			農業利水	自然環境の保全	憩いの場	学習の場	洪水調節	緊急時の水源	歴史文化財	
①	尾張旭市	にぎり濁池	◎	○	○		○	○	○	都市地域
②	犬山市	はたがひらいけ 畑ヶ平池	○	◎						中山間地域
③	大府市	しんいけ 新池	○	◎	○	○	○			都市地域
④	幸田町	おおいけ 大井池 おからいいけ カケ入池 こうじょういけ 光明寺池 ふとういけ 不動ヶ池	◎	○	○			◎	○	農村地域
⑤	幡豆町	うえはないけ 上畠池、谷村池	○	○		○			◎	中山間地域
⑥	豊田市	たけむらしんいけ 竹村新池	○	○	◎	◎				混住地域
⑦	新城市	しげかわいいけ 重川池	○	○	◎	○				農村地域
⑧	豊橋市	うえたおおいけ 植田大池	◎	○	○					混住地域

多面的な機能や地域の特色のほか、中山間地域・農村地域・混住地域・都市地域などの立地環境等も考慮し、できる限り種類の異なる保全構想のモデル事例として、参考となるよう県内で8か所のため池を選定しました。



③ モデルため池の調査内容

ア 現地及び聞き取り調査

モデルため池調査表を作成し、現地調査、管理者などからの聞き取り調査を実施しました。

[モデルため池調査表] 例：濁池（尾張旭市）

モデルため池調査表		
調査年月日	平成18年9月4日 開始	調査者 愛知県土地改良事業団体連合会 計画部 調査課 履部 厚生、大橋 则夫
○調査方法について		
1) 池及び周辺の開発状況の変化は旧の航空写真(国土地理院、国土交通省が公表したもの)などを参考とする。 2) 現地実査時の平面図、標準断面図を入手する。 3) 現地踏査時の各箇所写真を添付する。 4) 地図不足する場合は適宜増減記入は別途とする。 5) 各調査項目について、その調査した方法を正確に示すため、各表右端に区分欄を設け、下表によれば該当する項目（A～E）に○を記入する。 開拓による区分は、表に記載通り手番を記入して、誰から聞き取ったのか明確にする。		
〔現地踏査区分表〕		
区分欄	A	調査方法の内容 ため池資料集と過去事業実施時の資料、既存データ等による調査
	B	現地及び図上等の調査者による調査
	C	所属 尾張旭市 事業課 所属 地元管理者 氏名 伊藤泰巳一係長、三浦謙之係員
	D	所属 氏名 市から事前聞取り
	E	所属 氏名
	F	所属 氏名

1 ため池調査			区分欄	
ため池番号	I-05-005	所在地	尾張旭市旭ヶ丘町濁池	
名 称	濁池	所有者	尾張旭市	
フリガナ	コリケ	管理者	尾張旭市	
受益面積	4.5 (ha)	大根利排水	愛用排水 守山支線掛	
集水面積	67.0 (ha)	貯水 量	225.0 (千m ³)	
溢流水積	8.9 (ha)	洪水調節量	121.0 (千m ³) 平均水位 65 5mで算出	
整備歴	整備: 明治以前 事業名: 不明	改修歴	改修: S40～42 年 事業名: 県営ため池整備事業 (老朽ため池整備等)	
現況施設		堤 体	堤高 12.7 (m) 堤長 200 (m) 石張、堤体上部は一般道路利用	
		斜面: φ300、6孔、L=20.0m		
		取水施設: コンクリート巻立、IP φ500、L=46.2m、取水量 0.058a ³ /S		
		洪水吐: 水路流入方式、越流水深: 79cm、洪水量10m ³ /S、能力10m ³ /S		
		(農家戸数内訳) < 27 >	農家数は農業合帳枚数	
		ため池 戸数 159 戸 [16] 戸	受給者の半 (大字半) 上切、中原、の宮	
		(関係戸数) (重複 戸数) (3,358)		
		周辺戸数 3,517 戸 [106] 戸	周辺戸数は池周辺と下流側戸数	
		計 3,676 戸 [122] 戸		
2 設営場所調査				区分欄
農業振興地域 ○ 街市総合振興地域 - それ以外の区域 -				
池周囲	森 林	1.0 km	67% 堤体部分以外は、林に囲まれ自然が残っている。	A
	住 宅 地	0.5 km	33% 住宅地に隣接しているが、水際に自然が残っている。	B
	農 地	- km	% -	
	計	1.5 km	100%	

3 濁池区域図			区分欄
森 林	37.7 ha	56% 森林公園の一部が含まれる。	
住 宅 地	28.1 ha	42% 東側は新築住宅地となり、住宅の開発が進められている。	B
農 地	1.2 ha	2% 耕用が進み、現在ではほとんど耕地のない状況である。	
計	67.0 ha		
流入施設	堀の管 125、φ300、ヒューム管 1000mほか、クリート施設		B
流入水質	大雨時の雨水とそれにより河川された家庭排水		C
下水道等	濁池東側及び西側住宅地は下水道供用開始区域		C
開拓行為	不明 (大きな開拓はないが、一般住居の建築はある。)		C
4 受益地調査			区分欄
田	4.5 ha	% 以降は市道渾田新宿線以南も受益地だったが、開拓が進む現在の受益地となった。	A
畑	- ha	% -	
樹木地	- ha	% -	
計	4.5 ha	100%	
5 ため池調査			区分欄
水 量	農業用水として利用しているため、通水期間中 (5～9月) は水位が低下する。		
測定日	H18.9.26	測定期間	13時50分
気 温	23 °C	水 温	23 °C
測定項目	DO 4.45 mg/l pH 7.75 DRP 155		
自 然	CO ₂ 5 mg/l NH ₃ -N 0.2 mg/l NO ₂ -N 0 mg/l		B
底 質	MLVSS-N 0 mg/l PO ₄ -P 0 mg/l 混凝度 8 cm		
ゴ ミ	散落物や近辺には、ベトボトルや空き缶などのゴミがみられた。また、池の周囲に釣り糸や使用者のゴミもみられた。		B
安全対策	堤体部分は堤体上部が一般道路として利用されているためドーレールが設置されている。池との高低差が少ない部分では、ほとんどネットフェンス (1.2m) で囲まれているが、池の南東部の一部は住宅の裏で、何も起きてろがみられた。		B
案内看板	事業者看板なし。		B
魚類	希少種 モツゴ、コイ、フナ、トヨシノボリ、ウキゴリ		A
昆 虫	希少種 在来種 在来種		A
鳥類	希少種 留 島 カワウ、キジバト、カツセミ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、シジュウカラ、スズムク、ムクドリ、ハシボソガラス、コジョウケイ		A
その他の生物	渡り鳥 カルガモ、ゴイサギ、ダイサギ、アカサギ、ツバメ		A
植 物	希少種 在来種 カラマツ、ミツバチ、セイヨウヒバ、アラグマ		A
固有種	シダ、フブリ、ミツバセ、ヤリヨモギ、フキ、ツタ、アカマツ、ヒノキ、クリ、コナラ、サカキ、ソメイヨシノ、ネムキノキ、クズ、フジ、エノキ、ケヤキ、クヌキ、ショウブ、ソシ、ヨウクサ		A
※動植物における調査は、平成18年環境調査資料(市提供)より抜粋			

6 被害調査			区分欄		
ため池決壊被災予想区域の状況					
農 地	12.9 ha	市ため池台帳調査及び被災想定図より			
住 宅 地	449 戸	市ため池台帳調査及び被災想定図より			
工 場	1 戸	(有)丸島硝子製作所旭工場 (住宅地)			
公共施設	4 戸	旭小学校、旭公民館、北原山北集会所、北原山南集会所			
被災予測	ため池決壊とともに、被災想定もおこない管理している。				
避難訓練	実施なし。				
ため池下流の過去の洪水被害実績					
農 地	- ha	(被害) ため池の原因による過去の洪水被害実績なし。			
住 宅 地	- 戸	ため池の原因による過去の洪水被害実績なし。			
工 場	- 戸				
年 公共施設	- 戸				
7 大根用水調査調査				区分欄	
補給開始年度	昭和36年度			C	
補給期間	5月～9月 (かんかい期)			C	
補給割合	例年補給しているが、今年度は愛知用水からの補給はない。(8月31日時点)			C	
要 望	なし。			C	
8 管理管理調査					
頻 度	実施者	管 理 内 容	区分欄		
見回り	1回/月	市	今年度は水位調査をおこなっている。		
草刈り	2回/年	市	7月、9月に池西側及び堤体部分の草刈りをおこなっている。		
ゴミ撤去	0回/年	-	-		
池干し	0回/年	-	-		
浸 深	0回/年	-	-		
配水時	1回/週	愛知用水土地改良区 地元管理者	取水口の操作をおこなっている。		
洪水時	1回/月	愛知用水土地改良区 地元管理者	取水口の操作、余水穴の点検を実施している。 常時管壁水位測定から1m下げて管理しており、利水者が実施している。 合流などの情報があつて、水位が高ければ下げている。		
9 水利用状況調査					区分欄
水 量	周辺からの雨水流入量が十分にあり、潟水時には愛知用水からの補給も可能なため、農業用水の不足はない。				C
潟水対策	愛知用水からの補給があるため、特になし。				C
10 管理者調査					区分欄
問題點	-				C
要 望	-				C
※ その他					
旭ヶ丘総合自治会、地域の安全パトロールなどがおこなわれており、過去2年前に自治会が共同でゴミ拾いをおこなつたことがある。					
池の方にいる「辻の駄歩道」では、ボランティアグループが標識を設置するなど、地元住民パワーの強いつらである。					
濁池の東側、西側の新住民が集まり、「濁池交流会」という組織をつくり、池を中心とする意見交換会なども行われている。					

※★5つが最も良い評価としている。

■ 地域の状況調査及び評価 (多面的機能)			区分欄
多面的機能	現状の評価		
農業用水	★★★★	・愛用水からの補給があり、農業用水の不足はない。 ・近年、下流の受益地は開発が進み、疊が減少している。	
総 合	★★★		
自然環境の保全	★	・池周囲、流域は住宅地が多い。	
立地環境	★★		
水理環境 (堤体除外)	★★	・70%近くは林に囲まれているが、ほとんどが人工の護岸である。	
水 買	★★★	・生活排水が一部流入し、ゴミも少しある。	
勤 植 物	★★★★	・市街地のなかではあるが、多様な動植物が生息する。	
憩いの場	★	・濁池の東側、西側の新住民が集まり、「濁池交流会」という組織をつくり、池を中心とする意見交換会なども行われている。	
学官の場	★	・学校の授業や自然観察には利用されていないが、小学校に近い。	
洪水調節	★★★	・洪水吐は改修済で、さらに常時管理水位をFLから1m下げて管理している。	
緊急時の水源	★★	・実績はないが利用できる状況である。 ・農業水利施設地震対策利用水事業により、尾張旭市でケーススタディを行なった。	
歴史文化財			

イ 地域住民アンケート調査

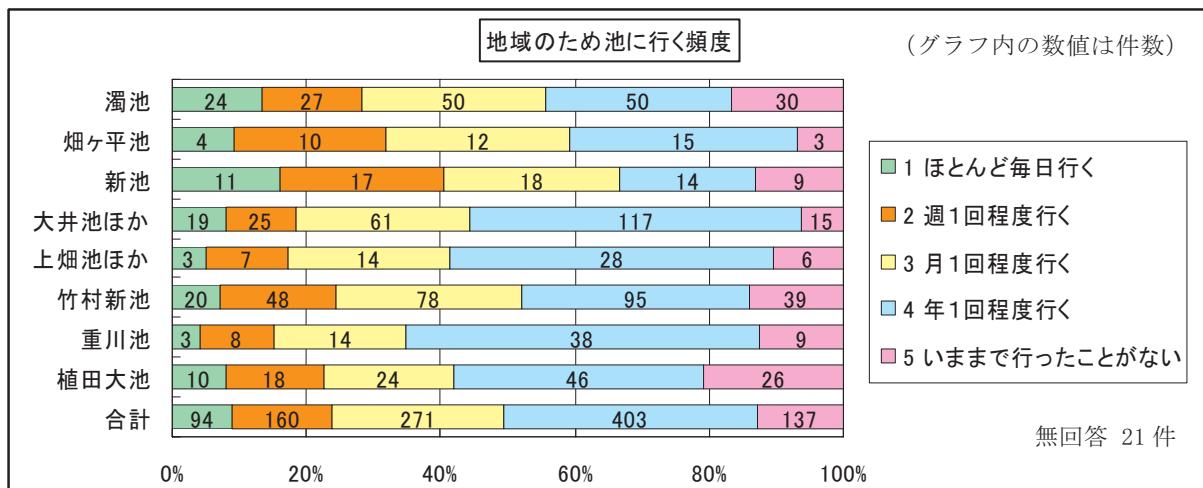
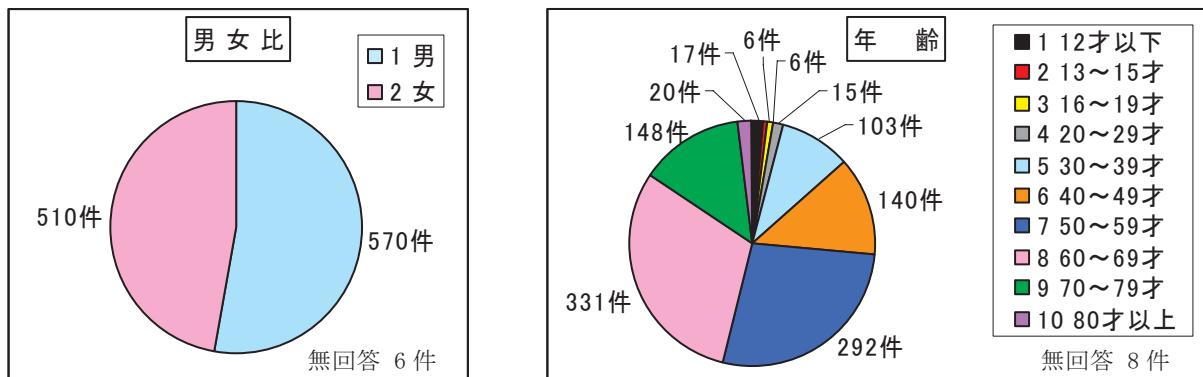
モデルため池周辺の地域住民を対象として、ため池への関わり状況やため池への今後の期待などについて、平成18年9月に市町からの配布・郵送はがきによる回収方法でアンケート調査を実施し、回答はがきはアンケート用紙1枚に対し2枚添付し、全配布数2,882、回収数1,086で、回収率は38%という結果でした。池ごとの回収率は下表の状況となりました。

(アンケート配布数と回収状況)

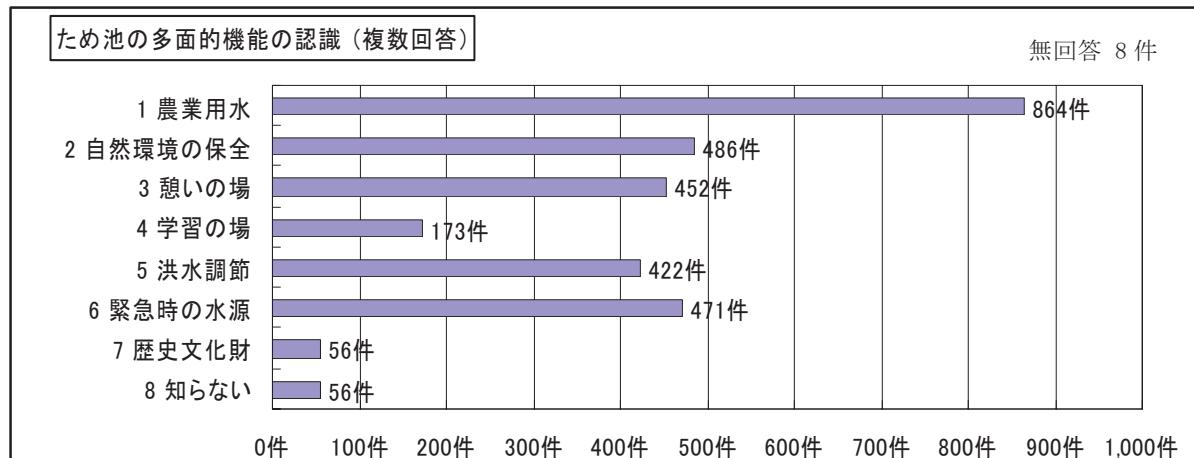
(単位：枚、%)

市町村	尾張旭市	犬山市	大府市	幸田町	幡豆町	豊田市	新城市	豊橋市	合計
町・大字 ・字等	旭ヶ丘町 ・大久手町 ・北原山町	大字今井 字四ツ家 ・字中屋敷	若草町 北西組	大字大草 ・荻・野場	大字東幡豆 谷組・ 上畠組	竹上・竹中・ 竹下自治区	庭野	植田町	
池名	にごりいけ 濁池	はたがひらいけ 畑ヶ平池	しんいけ 新池	おおいいけこうみょうじ 大井池・光明寺 いけふどうがいけ 池・不動ヶ池・ ちからがいいけ 力ヶ入池	うえはたいけ 上畠池・ やむらいけ 谷村池	たけむらしいけ 竹村新池	しげかわいけ 重川池	うえたおいけ 植田大池	
配布数	274	112	406	400	382	546	550	212	2,882
回収数	184	45	71	239	62	286	74	125	1,086
回収率	67%	40%	17%	60%	16%	52%	13%	59%	38%
配布種別	周辺集落班長	関係集落全戸	周辺集落全戸	受益集落抽出	関係集落全戸	周辺集落組長	受益集落全戸	周辺集落組長	

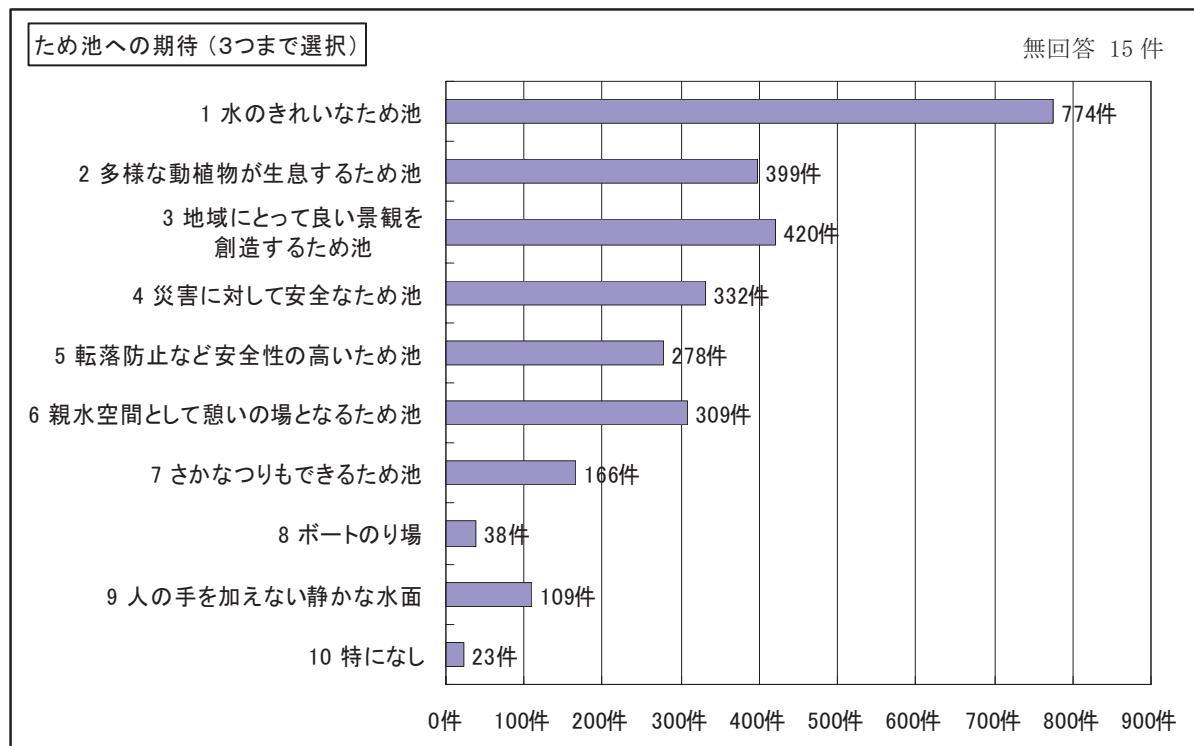
回答者の70%は「40才代～60才代」であり、回答者の職業は「農業者(兼業含む)」が15%で、それ以外の85%は農業に従事していない状況です。回答者の約60%が「居住年数30年以上」であり、約40%が地域のため池に「年1回程度行く」との回答でした。



ため池の多面的な機能の一般認識状況は、「農業用水の供給」が 80%と認知度が高く、「自然環境の保全」、「地域住民の憩いの場」、「洪水の調節」、「緊急時の水源」は、それぞれ 40%前後となっており、総合的にみると地域の住民には認識されている状況でした。



各モデルため池の質問で、地域住民がどのようなため池を期待しているかを聞きました。全体でみると、「水がきれい」、「良い景観を創造する」、「多様な動植物が生息する」、「災害に対して安全」、「親水空間として憩いの場となる」、「安全性が高い」ため池の順で割合が高く、多面的な機能の発揮を期待する回答が多くみられました。



ウ 学童によるため池調査

次の世代を担う子供たちに、現在ため池をどのように見ているかを知り、ため池に親しみを持つてもらうために、モデルため池のある地域の小学校に協力いただき、子供たちによる現地での調査として、ため池の生き物や現状を観察して調査シートに記入していただきました。

【実施された地域と協力いただいた小学校】

市町村名	池 名	学 校 名	実施日 (平成 18 年)	備 考
尾張旭市	にごり 潤 池	市立旭丘小学校	10月 10～13日	4・5・6年生 244名が、授業において举手形式で実施。
大府市	しん いけ 池	市立大府小学校	10月 11日	4・5・6年生 19名が実施。
幸田町	ふどうがいけ 不動ヶ池	町立荻谷小学校	9月 25日	5年生 30名が実施。
幡豆町	やむらいけ 谷村池	町立東幡豆小学校	10月 17日	4年生 58名が実施。
豊田市	たけむらしんいけ 竹村新池	市立竹村小学校	9月 29日	4年生 38名が実施。
新城市	しげかわいけ 重川池	市立庭野小学校	9月 27日	池が工事中のため、机上で調査を実施。 5・6年生 22名が実施。
豊橋市	うえたおおいけ 植田大池	市立植田小学校	9月 29日	5・6年生 105名が実施。

モデルため池のうち学校から遠い1か所を除く7か所の池で、小学生高学年を対象に実施され、全体で小学生約500名が参加し、現地ではため池に関する説明を熱心に聞いたり、生き物を観察したり、グループで相談して調査シートに書き込んでいる姿がみられました。

〔学童によるため池調査シート〕



ふどうがいけ
不動ヶ池(幸田町)

たけむらしんいけ
竹村新池(豊田市)

④ 各モデルため池の調査結果

1. 濁池（尾張旭市）

〔特徴〕

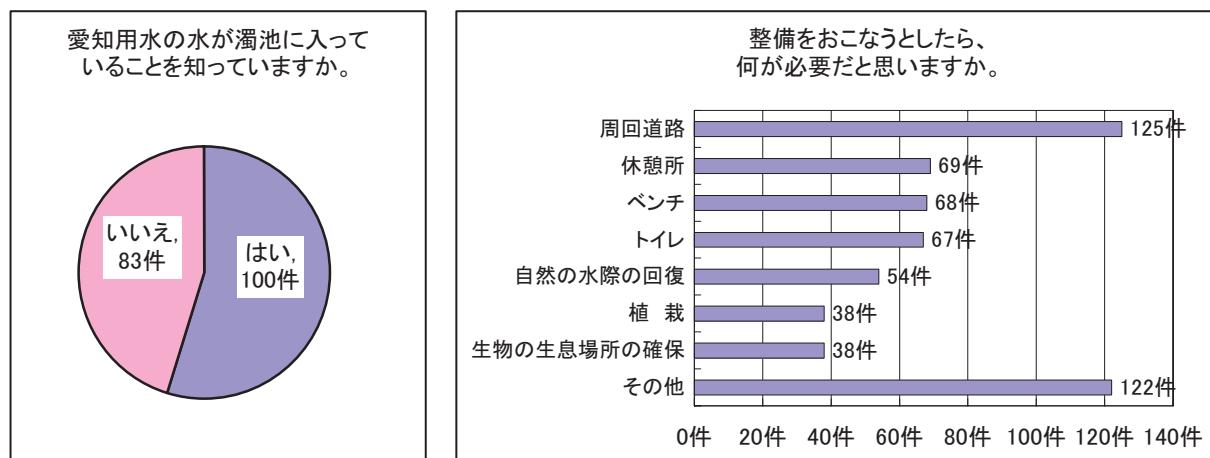
- 濁池は市の北部に位置し、池の北側には森林公园、東西には住宅地、南側には旭丘小学校があり、市街地の近くにありながら野山にも囲まれ、水田に必要な水を配つてあるため池です。
- 濁池北側には、愛知用水が東西に流れ、水路から池だけでは足りない分の水を引いています。



隣接する住宅

〔地域住民アンケート〕

- 回答者の6割が「愛知用水の水が濁池に入っている」事を知っていますが、基本となる農業用水としての役割を認識していることも確認できました。
- 「周囲の自然が豊富である」との回答が多い反面、「水が汚い」、「水際に近寄りにくい」との回答が多くありました。
- 「ため池と周辺の散策」や「ため池ウォーキング」の活動参加希望が多く、今後の整備要望では「周回道路」、「休憩所」、「ベンチ」の要望が多く見られました。



〔学童によるため池調査〕

市立旭丘小学校の高学年244名の児童に、授業の中で調査を実施した結果、子供たちからは、「水をきれいにしてほしい」、「ゴミをなくしてほしい」、「池の周りに歩道をつくってほしい」などの意見が多くあり、本調査によってため池に対する関心をもってもらう良いきっかけになりました。

〔保全・構想のイメージ〕

地域の人々にとって、身近な散策ができ、自然と触れ合い、やすらぎと憩いの場となるため池として整備する。

- ・遊歩道を動植物の生息環境に配慮して整備します。
- ・多自然型護岸のほか、水際に近寄りやすい部分を設け、親水性を確保します。
- ・自然の水際線の回復を行い、生物の生息場所を確保します。
- ・遊歩道の柵は周辺の景観に調和したものとし、安全性を確保します。
- ・北部に位置する運動広場、テニスコート、デイキャンプ場などからも利用できるよう、一体的な空間整備を図ります。
- ・地域住民によるため池でのボランティア活動や、学校が中心となって自然観察会などの住民活動も今後考えられます。



2. 畑ヶ平池（犬山市）

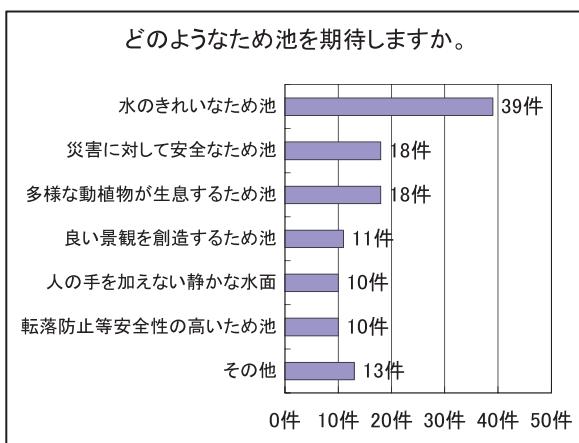
〔特徴〕

- 畑ヶ平池は入鹿池の上流域に位置し、周囲は森林に囲まれ、豊かな自然を育む入鹿池周辺のため池群のひとつです。



〔地域住民アンケート〕

- 今後の畠ヶ平池に期待することでは、「水のきれいなため池」が最も多く、「災害に対して安全なため池」を期待する回答も多くありました。また、主な自由意見として、「釣りの禁止や利用者のマナーを改善してほしい」という意見や、「豊かな自然を残し、多様な生物の棲む昔の池に戻したい」という意見がありました。



〔保全・構想のイメージ〕

水質の改善に努めるとともに、地域の貴重な財産として、豊かな自然環境を大切に保全する。

- ・整備にあたっては、上流側浅瀬や周辺の里山に形成されている豊かな生態系を破壊しないように十分な配慮を行います。
- ・ため池の管理として定期的な池干しをおこない、ヘドロの除去により水質環境の改善が必要と思われます。また、同時に集落や地域住民参加による外来種の駆除を行うことも考えられます。



受益地を含めた自然環境の保全



水際や周囲の生態系を保全

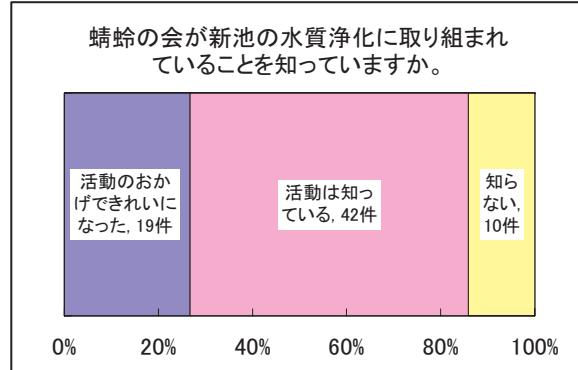
3. 新池（大府市）

〔特徴〕

- 周りを住宅地で囲まれた市街地にあるため池でトンボの池とも呼ばれ、地域住民活動団体である「蜻蛉の会」が、水車揚水式の水質浄化プラントを製作し、浄化材には廃プラ、セラミック屑や自前の竹炭を使って池の水をきれいにし、昔のため池の姿を取り戻そうと積極的に活動しています。

〔地域住民アンケート〕

- 約9割の回答者が「蜻蛉の会」が水質浄化に取り組まれている事を知っています。そのうち3割の方から「活動のおかげできれいになった」との回答をいただきました。



〔学童によるため池調査〕

- 市立大府小学校の高学年19名の児童により実施されました。市街地のため池であり、池の周囲が「家やビルなどがほとんど」で、「ゴミがたくさんある」の回答が多く、「もっときれいにしてほしい」の要望意見が多くありました。



〔保全・構想のイメージ〕

地域住民、企業、行政の協働活動により、水質浄化、生物の保全、景観形成に努め、街のなかのオアシス、地域のやすらぎの場として保全する。

- ・ 蜻蛉の会が提唱する水質汚濁源対策、池水の滞留時間短縮や、引き続き水生植物の植栽、他の環境改善活動が期待できます。
- ・ 池干しにあわせて親子魚つかみどりや、学校との連携による観察会などを実施できます。



手作りの水車（蜻蛉の会）



トンボ型の生簀
(ホテイアオイ植栽による水質浄化)
冬期は回収

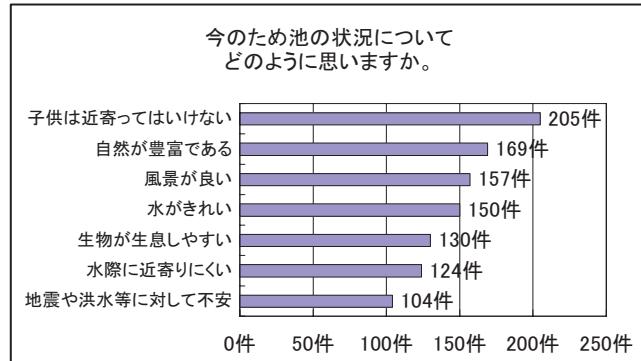
4. 大井池・光明寺池・不動ヶ池・力ヶ入池（幸田町）

〔特徴〕

- 大井池、力ヶ入池、光明寺池、不動ヶ池は、幸田町の山々の中腹に点在する多くのため池の中でも貯水量が10万m³以上あるため池です。大井池、力ヶ入池、不動ヶ池では防災ダム事業により、洪水調節のための取り組みを行っています。

〔地域住民アンケート〕

- 「周囲の自然が豊富である」や「風景が良い」との回答が多い反面、「地震や洪水などに対して不安」との回答が多くありました。



〔学童によるため池調査〕

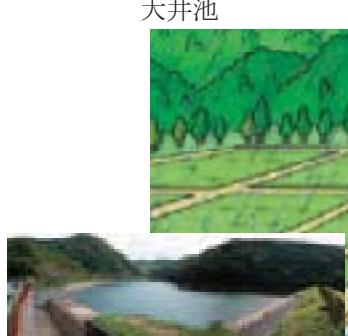
- 不動ヶ池の調査では、町立荻谷小学校の5年生30名が6班に分かれて行いました。子供たちからは、「これからも町のために水を使ってほしい」、「虫や魚がいっぱいいてとても面白い調査だった」、「生き物がたくさん棲む、きれいな水になって欲しい」などの自由な意見がたくさんありました。



〔保全・構想のイメージ〕

ため池のもつ洪水調節機能を一体的に捉え、大雨にも安全に対処できる管理を整え、地域の治水に寄与します。

- ・洪水調節のためのハード整備・ソフト対策の検討・実施が必要です。
- ・不動ヶ池・大井池では、人々の集う場となる環境整備も計画されています。この整備により、ゴミ対策への貢献も期待できます。



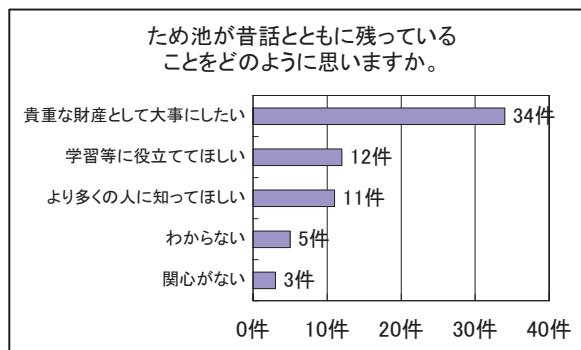
5. 上畠池・谷村池（幡豆町）

〔特徴〕

- 江戸時代に日照り続きで渇水となった時、上畠池のある上畠集落の水田には水があったが、隣の谷村集落には水がなく大変困っていました。集落が互いに協力して上畠池から水を引いてため池の水を分け合い、その後谷村集落の水源となるよう谷村池を築造したという歴史があります。

〔地域住民アンケート〕

- 証文岩や歴史について知っている人が多かったこともあり、「貴重な財産として大事にしたい」、「学習等に役立ててほしい」といった回答が多くありました。



〔学童によるため池調査〕

- 調査は町立東幡豆小学校の4年生58名により実施されました。9割以上の子供たちは谷村池に来たことはなかったようですが、これから授業で証文岩について勉強するため、それに関係するため池を知つてもらう良い機会となりました。



〔保全・構想のイメージ〕

昔話とともに残るため池を学習などにも役立て、郷土の歴史、地域の財産として大切に保全する。

- ・歴史文化とため池のつながりを学習に取り入れて、案内看板を設置して紹介し、貴重な地域財産として守っていきます。
- ・山林火災など緊急時の水源としての利活用も期待されます。



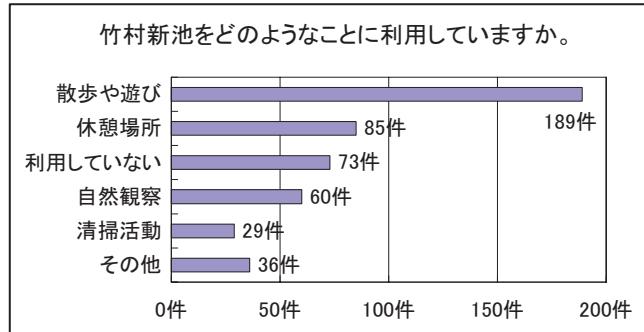
6. 竹村新池（豊田市）

〔特徴〕

- 竹村新池では、地域住民、小学校、NPOカエルの分校などが協力し、さまざまな活動を行っており、ゴミ拾いや自然観察会、写生大会、ため池ウォーキングなど、地域の憩いの場、学習の場として利用されています。

〔地域住民アンケート〕

- すでに地域住民の憩いの場となっており、住民の利用方法として「散歩や遊び」、「休憩場所」、「自然観察」などでの利用が多く、また「清掃活動」を行っている人が少なくないこともわかりました。



〔学童によるため池調査〕

- 調査は市立竹村小学校の4年生38名の児童により実施されました。小学校ではすでにため池での様々な学習を授業などに取り入れており、NPOや地域ボランティアとの連携も図っています。池に棲む生き物についても子供たちは良く勉強していることがわかりました。



〔保全・構想のイメージ〕

地域住民の活動により、自然に溢れ、多様な生物が棲む、昔のため池の姿を取り戻し、憩いの場、学習の場としての空間を維持する。

- ・地域ボランティアやNPOなどの活動が継続的に実施され、多様な生態系を取り戻します。



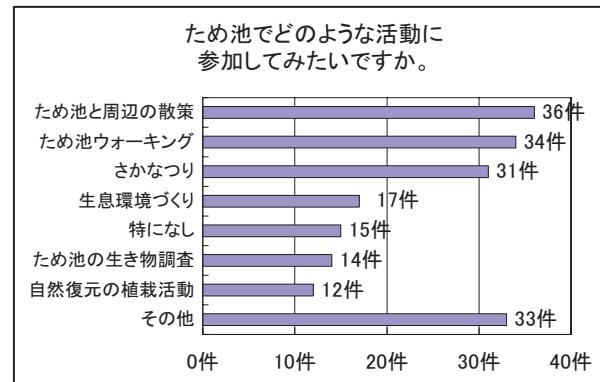
7. 重川池（新城市）

〔特徴〕

- 重川池は、桜渕県立自然公園区域内にあるため池で、老朽化した施設を愛知県が直しました。今後は、豊かな自然に囲まれた重川池を水環境整備事業で整備します。

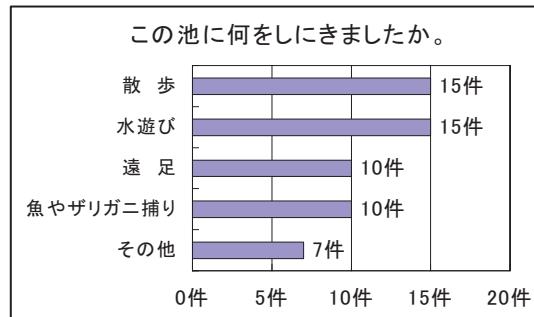
〔地域住民アンケート〕

- 重川池は「新城市健康の道」に面しており、今後の活動への参加要望は「ため池ウォーキング」や「ため池と周辺の散策」の回答が多くあり、「水のきれいなため池」を期待する声が多くありました。



〔学童によるため池調査〕

- 調査は市立庭野小学校の高学年 22 名により実施されました。児童から見た水際は「自然のまま」の感触が多いこともあり、池へは「遠足」や「散歩」で訪れたという回答が多くありました。



〔保全・構想のイメージ〕

水環境整備事業実施により、ため池周辺を一体的に整備し、地域住民の余暇活動の場、潤い、安らぎ、憩いの空間として広く開放する。

- ・日常管理（清掃等）は地域住民やボランティア団体等の協力を得て行います。
- ・住民参加による施設の保全管理活動を促進し、地域社会の活性化を図ります。



親水広場に生まれ変わる堤体下の公園



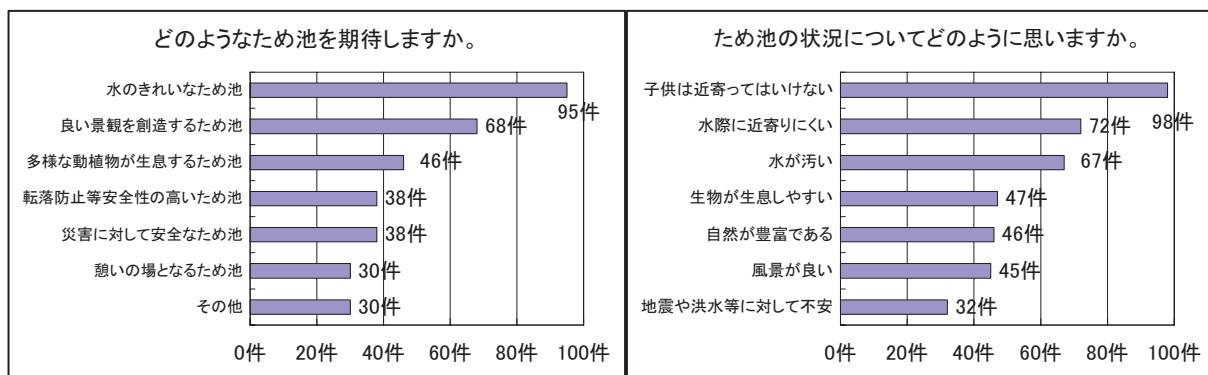
8. 植田大池（豊橋市）

【特徴】

- 植田大池は、周囲を住宅地に囲まれた市街地のなかにあり豊川用水から水を引いている大きなため池で、池のなかにはたくさんのハスがあり、花の季節には訪れた人々にやすらぎを与えてくれるため、今後は「憩いの場」としての整備を検討しています。

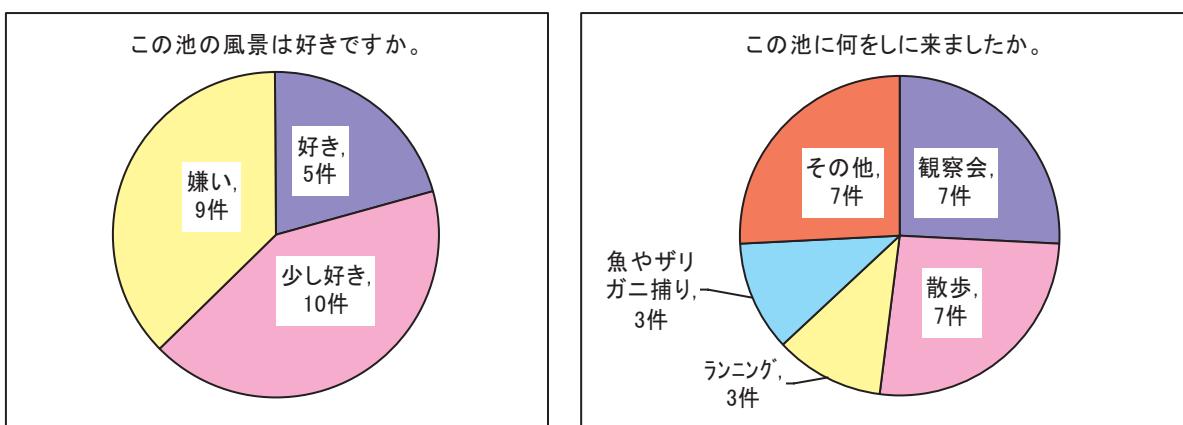
【地域住民アンケート】

- ため池の状況については、半数以上が「水が汚い」、「水際に近寄りにくい」と回答があり、ため池への期待としては「水のきれいなため池」や「地域にとって良い景観を創造するため池」を期待する回答をいただきました。



【学童によるため池調査】

- 調査は市立植田小学校の高学年105名の児童により実施されました。通学路に隣接するため、子供たちにとっては身近に感じているようであり、池の風景について半数以上のグループで「好き」、「少し好き」という回答がありました。また、「観察会」や「散歩」などで来たことがあるという回答も多くみられました。



〔保全・構想のイメージ〕

地域の住民にとって、自然と触れあいながら散歩ができ、憩いの場となる空間を整備し保全する。

- ・動植物の生息環境に配慮して、遊歩道など散策が楽しめる空間を整備する。
- ・ベンチや柵は、景観をそこなわないものにする。
- ・ヨシの浮島などを設置して、水質浄化を検討する。
- ・憩いの広場から遊歩道へ行き来でき、水辺に親しめるよう親水性を確保する。
- ・地域住民がボランティアで清掃を行うといった活動が考えられる。
- ・水辺に近寄りやすい池となり、学校の児童も参加した自然観察会の実施も考えられる。



(2) ため池保全の活動事例

● ため池の周辺整備による保全

【増田池・平戸池（大府市）】

大府市横根町にある「二ツ池セレトナ」は、二ツ池（増田池・平戸池）の周辺を大府市が都市公園として水上デッキや自然体験学習施設を整備し、開館されたものです。江戸時代に造られたため池は、今なお、100ha近くの水田を潤しています。増田池については、老朽対策として、昭和53～55年度に県営老朽ため池等整備事業を実施し、堤体の補強を行っています。広い水面を利用した「セレトナ」は周辺住民の憩いの場でもあり、学習の場ともなっており、自然観察会も行われています。管理は市の公園サイドにて行われています。



ますだいけ 増田池（大府市）

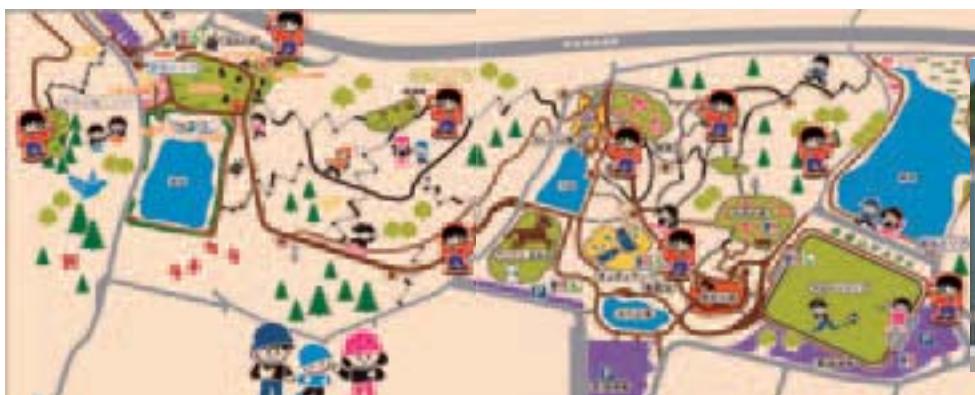


【市田宮池・市田中池・市田東池（豊川市）】



いちだなかいけ 市田中池（豊川市）

豊川市市田町にある3つのため池は、老朽対策として、昭和50年代に県営緊急農地防災事業を実施し、市田宮池は現在、老朽ため池等整備事業を実施中で、数十haの水田をかんがいしています。また、この豊かな水辺空間を利用して、豊川市が平成5年、赤塚山公園（通称、ぎょぎょランド）として整備し、東三河の楽しいお出掛けスポットとなっています。



豊川市都市計画課作成



案内看板

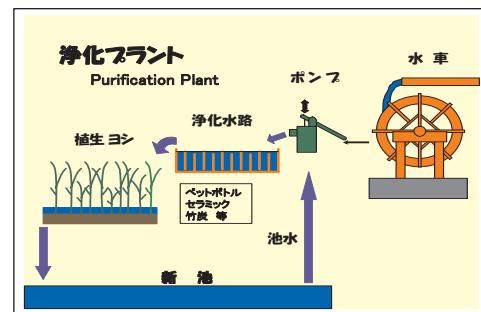
● 地域住民活動による保全

【新池（大府市）】

大府市若草町にある新池は、近年、周囲が宅地化され、農業用水の供給としての役割が小さくなっています（かんがい受益は 11ha）。街中にあり、生活雑排水の流入で汚れた池を、地域N P O組織「蜻蛉の会」により、水質浄化活動（水草「ホティアオイ」をトンボ型の生け簀に植栽、手作り水車と竹炭水路の設置）が続けられ、また総合学習も行われています。



水草「ホティアオイ」を会の名前に
ちなんだトンボ型の生け簀に植栽



手作り水車で揚水し、浄化材には
リサイクル品や自前の竹炭を利用

【小堤西池（刈谷市）】



刈谷市井ヶ谷町の小堤西池
カキツバタ群落は、国の天然
記念物に指定されており、青
紫の花が風に揺れる風景に誘
われ、大勢の人が見に来る名
所です。この景観の後押しを
しているのは、地元住民の方々でつくる「小堤西池のカキツバタを守る会」による除
草作業です。毎年、「守る会」
を始め地元企業やボランティアの延べ 350 人の参加により、
日本三大自生地のカキツバタ
群落が守られています。

【中島池（犬山市）】

犬山市塔野地にある中島池は、平成9～17年度に農村自然環境整備事業犬山東部丘陵地区の中で、環境整備が行われた池です。

ここでは、平成11年度に塔野地区協議会への呼びかけにより、地区内住民による中島池周辺のゴミ拾い、除草作業等の実施を手始めに平成12年度より「中島池森の会」を結成し維持管理作業が実施されています。

また、平成15年度には自然観察部会を発足し、季節毎にテーマを絞り自然観察会（野鳥・植物・水生生物）を行い、観察記録を残しています。その他、定期的に城東小学校と合同で中島池に繋がる田口洞川・郷瀬川の水調査（透明度・C O D・水生生物の分類、観察）が行われています。



中島池（犬山市）



中島池森の会 草刈りの準備

【花池（刈谷市）】

刈谷市今川町の花池は、平成6～13年度に老朽ため池等整備事業で整備したため池です。毎年、夏には水面いっぱいに蓮の葉が覆い大輪の花が咲き、平成18年8月に、「花池

蓮愛好会」がお茶会を催し、ほっと一息つける場となっています。また、9月に、ひざ下まで水を抜いて、魚つかみイベント、レンコン堀りが、地域の子供たちを含め住民150人が参加して行われています。



H18. 9. 20 每日新聞



H18. 8. 13 蓮の池とお茶を楽しむ会

●学習の場としての保全

【竹村新池（豊田市）】

豊田市住吉町の竹村新池（地元では、住吉新池とも呼ばれている）では、平成5～9年度に緊急農地防災事業にて老朽対策が図られ、平成8～11年度に水環境整備事業にて周辺環境の整備が行われた池です。池から数百mにある竹村小学校では、清掃活動や自然観察などの教育の場として活用されています。また、NPO「カエルの分校」により、昔のため池の姿を取り戻そうとする様々な活動が行われ、会報の発行を通じ、市民にPRされています。



竹村新池（豊田市）

（第8回「ため池のある風景」写真コンテスト特別賞入賞作品）

【岩ヶ池（刈谷市）】

刈谷市東境町の岩ヶ池は、昭和41～43年度に老朽ため池等整備事業にて老朽対策が図られた13haの水面を持つため池です。富士松北小学校では、自然学習などで利用している「北っ子の森」の竹の間伐を行っており、この竹を活かして、平成16年から筏づくりに取り組まれています。6年生90人がライフジャケットを身につけ、筏に乗って、弁天島を目指し漕ぎました。子供たちにとって、このような授業は何ものにも代え難い貴重な体験となります。70haの水田をかんがいする岩ヶ池は、学習の場ともなっています。



岩ヶ池（刈谷市）



H18.7.22 週刊
刈谷ホームニュース

●憩いの場、レクリエーションの場としての保全

【維摩池（尾張旭市）】

尾張旭市新居町の維摩池は、昭和49～54年度に老朽ため池等整備事業にて老朽対策が図られ、平成9～15年度に水環境整備事業にて周辺環境の整備が行われた池です。せせらぎ水路や芝生広場では、安全に子供たちが遊ぶことができます。また、池を周回できる約1.5kmの散策道は、手頃な距離であり、水面を見ながらの散歩を楽しむ市民の方も多くみられます。約50haの水田を潤しつつ、豊かな水辺を活かした憩いの場としても、親しまれています。



H17.11.19 中日新聞

【三好池（三好町）】

愛知用水事業により、昭和34年に完成した三好池は、現在、愛知用水土地改良区が管理している農業用ため池です。

池の周囲は約2,000本の桜が植えられ、春には花見客が多く訪れます。夏には、提灯船が池を巡り、池の中央では花火が打ち上げられる三好池まつりは、木曽川の水に感謝して行われる祭りです。

また、三好町はカヌーが盛んで、三好池や保田ヶ池では、日本有数の競技場として、毎年多くの大会が開催されています。



三好池まつり



カヌー競技会



ボートでの交流会

●他県の事例

【堂池（兵庫県高砂市）】

全国一のため池保有県である兵庫県では、特に東播磨地域にため池が密集しており、ため池を地域の核とした保全への取り組みが盛んに行われています。ここでは、管理者である水利組合と、地域の自治会等で構成されるため池協議会が57地区(平成19年2月時点)で設立されています。



堂池クリーンキャンペーン

協働した保全活動の一例として、「堂池地区ため池協議会」を紹介します。

兵庫県高砂市の堂池は、平成13～14年度の堤体改修や周辺整備を契機として、管理者、地域住民が一体となった協議会が設立されました。協議会では、親水施設などの整備内容はもとより、将来の適切な管理方法や、ため池を舞台とした様々な取組みを検討しました。

現在、協議会を中心に住民参加による「ため池クリーンキャンペーン」や「花壇の手入れ」のほか、地域一体となったため池保全活動が行われ、子供や大人が安心してふれあい、愛着を持てる地域環境づくりの中心になっています。

(3) 保全・整備・利活用ができる事業

① ため池の保全・整備・利活用ができる 主な農林水産省補助事業、愛知県単独事業

【老朽ため池等整備事業（国庫補助）】

ため池の決壊による人命、人家、公共施設等の被害を未然に防止するために、堤体の補強、洪水吐の改修等の整備を行うもの（かんがい受益 5 h a 以上）



堤体の改修 嵩山池（豊橋市）

【緊急農地防災事業（県単独・県単独補助）】

ため池の決壊による人命、人家、公共施設等の被害を未然に防止するために、堤体の補強、洪水吐の改修等の整備を行うもの（かんがい受益 1 h a 以上）



洪水調節機能の付与
すぎたにいけ 杉谷池（美浜町）

【防災ダム事業（国庫補助）】

台風、豪雨時の河川の増水等により、農地や農業用施設及びその他の公共施設が被害を受け、安定した農業経営を営むことができない地域に対して、洪水被害を防止するために洪水調節機能を付与するもの（被害受益 10 h a 以上且つかんがい受益 2 h a 以上）



環境整備 総合池（尾張旭市）

【水環境整備事業（国庫補助）】

地域にある水路やため池等の農業水利施設の有する水辺空間を活用し、豊かで潤いのある生活環境の整備を行うもの（農業用として利用されているもの）



階段と取水柵の設置
しらはいけ 白鯉池（大府市）

【農村地域緊急水源施設整備事業（県単独補助）】

災害時等、水路やため池等の農業水利施設を緊急水源として、安全かつ容易に利用できるように、階段や柵設置などの整備を行うもの（市街化区域外が対象）



地域での清掃活動
みなみいけ 南池（刈谷市）

【農地・水・環境保全向上対策（国庫補助）】

農地や農業水利施設等の維持保全活動について、農業者に限らず、地域住民にも参加を促し、地域ぐるみで行う共同活動に対して支援をするもの（市町村と活動組織の締結する協定に基づき、一定の要件を満たす活動）

② ため池の保全・整備・利活用ができる
主な国土交通省補助事業

【総合流域防災事業（国庫補助）】

総合治水対策特定河川の流域等、開発が進む地域において、浸透・貯留機能をもつ施設の設置、又は既存のため池に洪水調節機能を付与する事業（流域や開発区域の割合等、一定の要件が必要）



オリフィスゲートの設置
みさきいけ
三崎池（豊明市）

【都市公園事業（国庫補助）】

都市公園の中の修景池や自然生態園など、公園施設として位置づけられるものは当事業の整備対象となる（都市計画公園（又は緑地）として計画決定されており、整備後、都市公園として供用できるもの。採択にあたっては、総事業費や面積など一定の要件を満たしている必要がある）



水上デッキや噴水の整備
ますだいけ
増田池（大府市）



おわりに

平成 18 年度、愛知県ため池保全検討会での 4 回の検討を通じ、ため池の施設、管理、保全に関する課題について、専門家、地域住民、管理者、行政の担当者から、多くの知見に富んだ意見を頂きました。また、パブリックコメント制度により、多くの県民の皆様から貴重な意見を頂きました。

検討会では、具体的な検討のため、県内全ため池について、市町村の協力により詳細な調査を行い、今までデータが不足していた、池の自然環境の現状や洪水調節、憩いの場としての活用実態等について、把握しました。特に、ため池の特色である水辺環境については、多方面からの調査の結果、まだ良好な自然が残されている池も多いことが分かりました。

また、県内の各地で様々な多面的機能での特徴をもつ 8 地域のモデルため池について、管理者への聞き取り調査や地域住民アンケートによる現状の確認、意向調査により、今後の保全、整備、利活用に関する様々な期待や留意すべき声を聞くことができました。

さらに、ため池は地域の財産で有りながら、近年の転落防止の安全性の観点から「よい子はここで遊ばない」との指導を行っており、身近な存在では無くなっています。今回、モデルため池の調査にあたり、小学生に地域のため池の調査に参加してもらい、先生や関係者の指導により、安全を確認しながら、観察の体験をしました。

このような形で、子供の頃から安全にため池に親しみ、地域住民活動が広がることにより、ため池の保全・利活用が推進され、農家による農業用水としての利用はもとより、自然環境の保全による生物多様性の確保を始めとする多面的機能が維持・増進され、次世代に地域のかけがえのない資源として引き継がれることが大切です。

本県は、ため池の老朽化対策、地震対策、流域の洪水対策、憩いの場としての整備、自然環境の保全等について積極的に取り組んでいます。

これらの取り組みをより一層進めていくには、国・市町村・ため池管理者・ため池所有者・土地改良区・農家・地域住民・専門家・県が密接に連携した「ため池保全連絡会議」を設置し、本構想による「ため池保全計画」を速やかに策定していくことが重要であり、農林水産省のため池整備を行う補助事業等の活用や農地・水・環境保全向上対策を始めとする地域での合意による活動を検討しながら、ハード、ソフトの両面から様々な対策を図っていくよう努めます。



学童ため池調査
うえたおおいけ
植田大池(豊橋市立植田小学校)



卷 末 資 料

- 1 愛知県ため池保全検討会開催要領
- 2 愛知県ため池保全構想 検討フロー
- 3 用語解説
- 4 ため池ランキング

1 愛知県ため池保全検討会開催要領

愛知県ため池保全検討会開催要領

(名称及び目的)

第1条 「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」が施行され、条例の基本理念の実現に向けて総合的かつ計画的な推進を図るため、「食と緑の基本計画」を定めた。この「基本計画」において先導的取り組みのひとつに、農業水利施設の多機能化を図るため、「愛知県ため池保全構想（仮称）」（以下「構想」という）を策定することとしている。

ため池の持つ多面的機能を増進させ、将来にわたる保全のあり方を示す「構想」を検討することを目的として、愛知県ため池保全検討会（以下「本会」という）を開催する。

(内 容)

第2条 本会は前条の目的を達するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域の特性に応じたため池の持つ多面的機能を保全、整備、活用するための方針
- (2) 市町村が管理者・地域住民等と連携したため池保全計画を策定するための指針

(組 織)

第3条 本会は委員及び県関係部局をもって組織し、別表のとおりとする。

(委員長)

第4条 本会の委員長は、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、本会の会議を進行する。
- 3 委員長に事故のある時は、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 本会は農地計画課長が招集し開催する。

- 2 本会には、委員長が必要と認めた場合、別表に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、農林水産部農林基盤担当局農地計画課に置く。

(会 期)

第7条 本会の会期は平成19年3月31日までとする。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

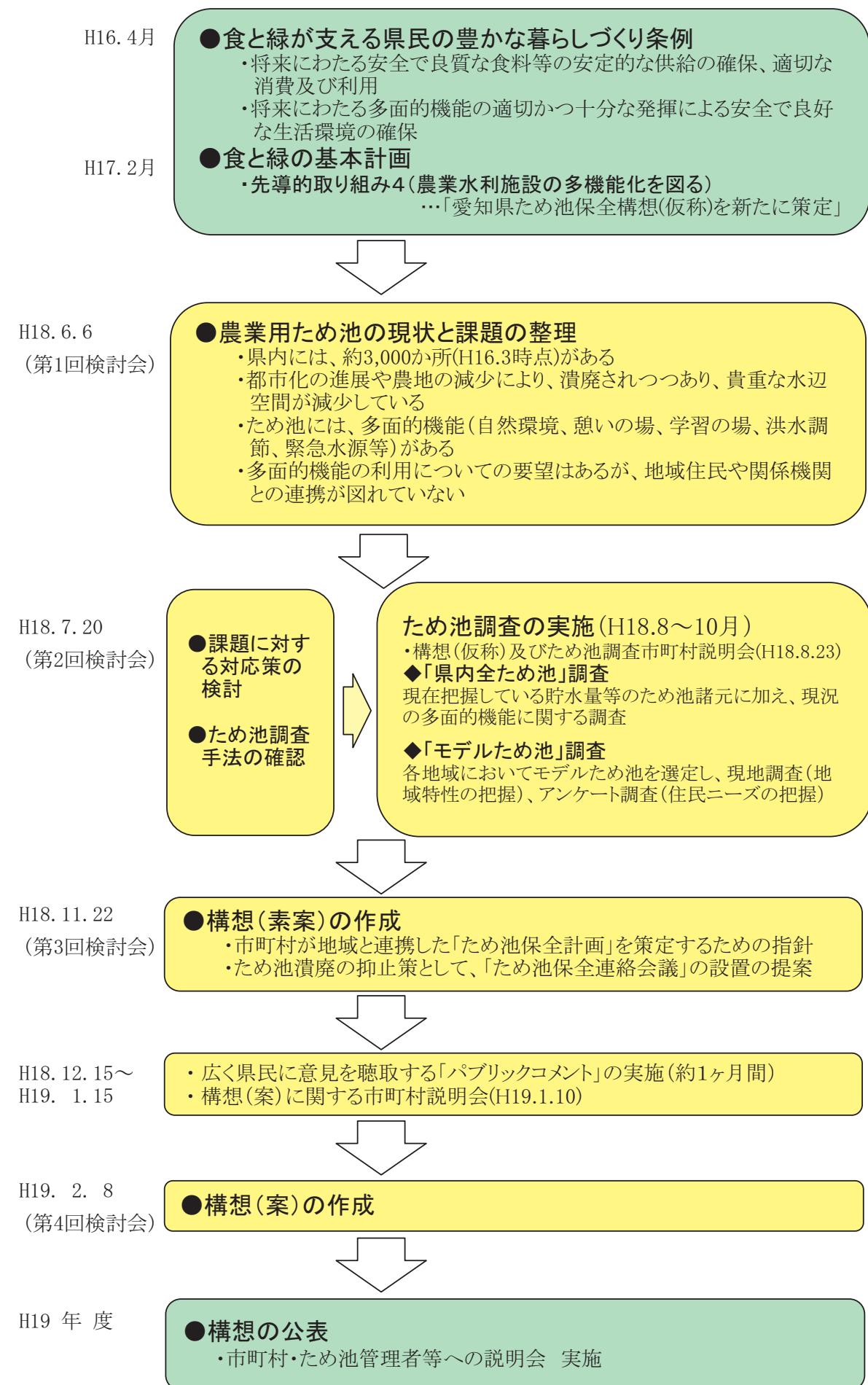
附 則 この要領は平成18年4月19日より施行する。

別表 愛知県ため池保全検討会の構成

区分	職 氏 名 等
委員	天野弘司（豊川総合用水土地改良区 事務局長）
	大内秀之（N P O カエルの分校 代表）
	大沼淳一（愛知県 環境調査センター 水圏部 技師）
	河合克己（半田市文化財専門委員会 委員長）
	河合武勝（愛知用水土地改良区 事務局次長）
	川崎 明（東海農政局 整備部 防災課長）
	後藤公男（蜻蛉の会 会長）
	清水 忠（大井池水利組合 組合長）
	◎松本康夫（岐阜大学 応用生物科学部 教授）
	彦坂浩孝（豊橋市 産業部 農地整備課長）
県関係部局	山崎茂孝（愛知県土地改良事業団体連合会 事務局長）
	防災局 災害対策課長
	防災局 消防保安課長
	環境部 水地盤環境課長
	環境部 自然環境課長
	建設部 公園緑地課長
	建設部 河川課長
	教育委員会 総務課 教育企画室長
	農林水産部 農林政策課長
	農林水産部 農林基盤担当局 農地整備課長
事務局	農林水産部 農林基盤担当局 農地計画課長
	農林水産部 農林基盤担当局 農地計画課

◎：委員長

2 愛知県ため池保全構想 検討フロー



3 用語解説

農業用ため池 (ため池)	田畠の農作物のためのかんがい用に雨水を貯める人工の池、本文では「ため池」として記述している。ただし、かんがい用水として、貯めた水を使わくなったため池にあっても、現在、農業関係の団体が管理しているため池は含む。
受 益	ため池によってかんがいされる水田・畑等の農地
流 域	地形上、ため池に降水が集まる範囲
堤 体	基礎地盤上に盛土された、ため池の本体
堤 高	堤防の基礎地盤からの高さ
洪 水 吐	大雨時の洪水を安全に流下させる施設、余水吐ともいう。
取水施設	水田・畑地等にかんがいするため、ため池から取水する施設、斜樋または取水塔と底樋をまとめた名称
取 水 塔	ため池の水を取水するため池の中に設置する施設、立樋、 <small>たてひ</small> 竪樋
斜 樋	ため池の水を取水するための堤体法面(斜面)に設置する施設、古くは机、 <small>いり</small> 摆、 <small>ゆろ</small> 摆
底 樋	斜樋または取水塔からの取水を堤外に導水する施設で、土砂吐ゲートを設置する。
満 水 位	水を貯める最高水位、常時満水位、FWL (Full Water Level)
洪 水 位	設計洪水流量の流水が洪水吐を流下するときの越流水深を加えた水位、HWL (High Water Level)
サーチャージ 水位	洪水調節を実施する計画洪水に対し必要な洪水調節容量を確保したときの水位、SWL (Surcharge Water Level)
総貯水容量	ため池の満水位(洪水調節を計画しているため池はサーチャージ水位)までの貯水容量、有効貯水容量に堆砂容量を加えたもの
有効貯水容量	かんがい用水や洪水調節等に利用する目的の貯水容量
洪水調節容量	治水や防災等の目的で洪水量を一時的に貯留するために必要な貯水容量
利水容量	かんがい用水に利用する目的の貯水容量
刃 金 土	堤体盛土のうち遮水を主たる目的とする部分、遮水性ゾーン、ため池の前面(水面側)に設置する場合は前刃金工法といふ。
抱 土	堤体盛土のうち刃金土以外の部分、ランダム、さや土
重ねため池	重複する流域をもつ隣り合ったため池
谷 池	山間や丘陵地で谷をせき止めて造られたため池
皿 池	平地の窪地の周囲に堤防を築いて造られたため池
関連ため池	大規模用水の受益地をもつため池
連絡ため池	大規模用水の支線水路から補給水を流入させているため池
不連絡ため池	大規模用水から池を経由せずに直接ため池の受益農地に給水している受益をもつため池
池 干 し	ため池管理のため、冬期に水を落とすこと、おどりこみ、池もみ

4 ため池ランキング

(1) 受益面積

単位 : h a

順位	池名	所在市町	受益面積
1	はつたち 初立池	田原市	1,290
2	まえやま 前山池	常滑市	1,103
3	いるか 入鹿池	犬山市	1,046
4	こしおづ 小塩津池	田原市	723
5	あしが 芦ヶ池	田原市	272
6	はぐりゅう 白龍池	蒲郡市	268
7	みよし 三好池	三好町	249
8	むくろじ池	田原市	226
9	おおい 大井池	幸田町	203
10	やわた 八幡池	幡豆町	168

(2) 流域面積

単位 : h a

順位	池名	所在市町	流域面積
1	いるか 入鹿池	犬山市	3,440
2	みづくち 三ツ口池	豊橋市	323
3	ろつかんやま 六貫山新池	武豊町	297
4	かんべおお 神戸大池	田原市	291
5	あしが 芦ヶ池	田原市	238
6	また 又池	田原市	238
7	にやこうじ 若王子池	豊明市	237
8	じょうしょう 上庄池	豊橋市	228
9	かがり 鹿狩池	武豊町	225
10	しちほんぎ 七本木池	半田市	213

(3) 堤高

単位 : m

順位	池名	所在市町	堤高
1	いるか 入鹿池	犬山市	25.7
2	おおい 大井池	幸田町	24.0
3	やわた 八幡池	幡豆町	22.7
4	こじざわ 琴沢調整池	幸田町	20.5
5	みよし 三好池	三好町	20.0
6	ほうじ 宝地池	豊川市	19.5
7	おんし 恩賜池	岡崎市	19.1
8	まえやま 前山池	常滑市	18.4
9	ごかもら 五ヶ村池	春日井市	17.7
10	おとべがおか 乙部ヶ丘池	豊田市	17.5

(4) 貯水量

単位 : 千m³

順位	池名	所在市町	貯水量
1	いるか 入鹿池	犬山市	15,187
2	みよし 三好池	三好町	2,200
3	あしが 芦ヶ池	田原市	2,000
4	はつたち 初立池	田原市	1,600
5	まえやま 前山池	常滑市	972
6	ちょくし 勅使池	豊明市	834
7	おおい 大井池	幸田町	817
8	にやこうじ 若王子池	豊明市	500
9	しもはらおお 下原大池	春日井市	400
10	くらが 鞍ヶ池	豊田市	348

(5) 満水面積

単位 : h a

順位	池名	所在市町	満水面積
1	いるか 入鹿池	犬山市	152
2	あしが 芦ヶ池	田原市	46
3	みよし 三好池	三好町	28
4	ちょくし 勅使池	豊明市	23
5	はつたち 初立池	田原市	22
6	まえやま 前山池	常滑市	19
7	すはら 洲原池	刈谷市	16
8	しもはらおお 下原大池	春日井市	13
9	にやこうじ 若王子池	豊明市	13
10	いわが 岩ヶ池	刈谷市	13

注1：ため池資料集では水源ダム（羽布、宇連、
おおしま
大島）は対象外としています。

注2：本ランキングでは都市用水との供用の調
整池（愛知池、大原調整池、蒲郡調整池等）
は除いています。

問い合わせ先

愛知県 農林水産部 農林基盤担当局 農地計画課 排水対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111 内 3722 052-954-6432(直通) FAX 052-954-6935

メール nochi-keikaku@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/nochi-keikaku/haitai/>

平成19年3月



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用